

# 中学校学習指導要領解説

## 総則編

平成20年7月

文 部 科 学 省

# 目 次

第1章 総説	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の基本方針	3
3 改訂の要点	5
第2章 教育課程の基準	10
第1節 教育課程の意義	10
第2節 教育課程に関する法制	12
1 教育課程とその基準	12
2 教育課程に関する法令	13
第3章 教育課程の編成及び実施	16
第1節 教育課程編成の一般方針	16
1 教育課程編成の原則	16
2 道徳教育	23
3 体育・健康に関する指導	29
第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項	32
1 各教科等の内容の共通の取扱い	32
2 複式学級の場合の教育課程編成の特例	34
3 その他の教育課程編成の特例	35
4 選択教科を開設する際の留意事項	40
第3節 授業時数等	44
1 各教科等の年間授業時数	44
2 年間の授業週数	47
3 特別活動の授業時数	48
4 授業の1単位時間	49
5 時間割の弾力的な編成	51
6 年間授業日数	52
7 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	53
第4節 指導計画の作成	56
1 各教科等及び各学年相互間の関連	57
2 指導内容のまとめ方や重点の置き方	58
第5節 教育課程実施上の配慮事項	60
1 生徒の言語環境の整備と言語活動の充実	60
2 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進	64
3 生徒指導の充実	66
4 進路指導の充実	68
5 ガイダンスの機能の充実	69
6 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視	71

7	指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の 充実	72
8	障害のある生徒の指導	75
9	海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導	78
10	情報教育の充実，コンピュータ等や教材・教具の活用	80
11	学校図書館の利活用	82
12	指導の評価と改善	83
13	部活動の意義と留意点等	84
14	家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流	86
第4章 教育課程編成の手順と評価		89
第1節 教育課程の編成の手順		89
1	教育課程の編成の手順	89
2	学校の教育目標の設定	92
第2節 教育課程の評価		93
1	学校評価における教育課程の評価	93
2	教育課程の改善	95
(資料) 学習指導要領等の改訂の経過		97

# 第1章 総説

## 1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
- ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
- ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、

が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議

の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、①については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらと

もに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。中学校学習指導要領は、平成21年4月1日から移行措置として数学、理科等を中心に内容を前倒しして実施するとともに、平成24年4月1日から全面実施することとしている。

## 2 改訂の基本方針

今回の改訂は、教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、前述の中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行った。

### ① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」であると提言した。今回の改訂においては、生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指すこととし、生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんでき

た我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。また、これらの学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

以上のような観点から、国語，社会，数学，理科及び外国語の授業時数を増加した。

③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

このため、道徳教育については、道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した上で、発達の段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進、道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教

師)を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することの明確化,先人の伝記,自然,伝統と文化,スポーツなど生徒が感動を覚える教材の開発と活用などにより充実することを示している。また,体育については,3学年を通じて保健体育の授業時数を増加し,生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに,心身の健康の保持増進に関する指導に加え,学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

### 3 改訂の要点

#### (1) 学校教育法施行規則改正の要点

学校教育法施行規則では,教育課程編成の基本的な要素である各教科等の種類や授業時数等について規定している。今回は,これらの規定について次のような改正を行った。

ア 今回の改正においては,選択教科について,必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから,学校教育法施行規則第73条等で規定する標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。このため,今回,同規則第72条を改正し,中学校の教育課程は,「必修教科,選択教科,道徳,特別活動及び総合的な学習の時間」によって編成すると規定していたのを,「国語,社会,数学,理科,音楽,美術,保健体育,技術・家庭及び外国語の各教科,道徳,総合的な学習の時間並びに特別活動」と改正した。その上で,従来,同規則第73条及び別表第2において選択教科に充てる授業時数が規定されていたが,今回の改正により選択教科の授業時数は同条及び同表に規定する標準授業時数の枠外とした。

イ 各学年の年間総授業時数については,従来よりも,第1学年から第3学年を通じ年間35単位時間増加することとした。また,各学年の各教科,道徳,総合的な学習の時間及び特別活動ごとの授業時数については,各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらの活用を図る学習活動を充実する観点から,国語,社会,

数学，理科，外国語等の授業時数を増加する一方，総合的な学習の時間についてはその授業時数を縮減するとともに，アのとおり，選択教科については標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。

ウ 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）は，構造改革特別区域制度の一つとして，平成15年度から，内閣総理大臣の認定により，新たな教科の創設など学習指導要領によらない教育課程の編成・実施が可能となる仕組みとして開始された。今回の学校教育法施行規則の改正においては，「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえ，同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にしたものである（学校教育法施行規則第55条の2。同規則第79条で中学校に準用）。

なお，あらかじめ文部科学省が示した研究課題等を踏まえて申請を行った学校について，文部科学大臣が学習指導要領によらない教育課程の編成・実施を認め，その実践研究を通して学習指導要領等の改善に資する実証的資料を得るための仕組みとして，昭和51年度から開始されている「研究開発学校制度」（学校教育法施行規則第55条。同規則第79条で中学校に準用）は，引き続き継続し，その活用を図ることとしている。

## (2)「総則」の改善の要点

総則については，今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようにする観点から改善を行った。また，選択教科は標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとしたことを踏まえ，選択教科については「内容等の取扱いに関する共通的事項」において定めるとともに，これまで総則に規定してきた「総合的な学習の時間」は第4章として規定することとしたので，「教育課程編成の一般方針」，「内容等の取扱いに関する共通的事項」，「授業時数等の取扱い」及び「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の四本の柱を立てて構成することとした。

### ア 教育課程編成の一般方針

教育課程編成の原則，道徳教育及び体育・健康に関する指導の三本柱の構成は従前どおりとし，今回の改訂の趣旨を生かす観点から，次のような改善を行った。

(ア) 今回の改訂の趣旨が生かされるよう、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また、その際、生徒の発達段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。

(イ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、引き続き道徳教育の全体の目標を総則において掲げることとし、次の三点の改善を図った。第一に、道徳教育は、道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて、生徒の発達段階を考慮して行うものであることを明確にした。第二に、改正教育基本法を踏まえ、道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。第三に、中学校段階の道徳教育においては、発達段階を踏まえ、人間としての生き方についての自覚など道徳性の育成に資する体験活動として職場体験活動を追加するとともに、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどを重視することとした。

(ウ) 体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

#### イ 内容等の取扱いに関する共通的事項

従来、学校教育法施行規則第73条及び別表第2において選択教科に充てる授業時数が規定されていたが、選択教科については、必修教科の教育内容や授業時数を増加す

ることにより教育課程の共通性を高める必要があることから、同条等で規定する標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとした。このため、今回の改訂においては、「必修教科、道徳及び特別活動の内容等の取扱い」及び「選択教科の内容等の取扱い」という二つの柱立てを統合し、「内容等の取扱いに関する共通的事項」とした。

#### ウ 授業時数等の取扱い

年間授業週数については、35週以上にわたって行うよう計画するとの規定は現行どおりとするが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、各教科等の授業を特定の期間に行うことができることをより明確に示した。また、各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できることを示した。さらに、各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である中学校については、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定を置いた。

これらは、各学校が創意工夫を生かした時間割を編成することができるよう、授業時数の運用の一層の弾力化を図ったものである。

また、総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

#### エ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするため、指導計画の作成や教育課程の実施における配慮事項を示した。

##### ① 生徒の言語活動の充実

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

② 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視

各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるように工夫することを示した。

③ 障害のある生徒の指導

障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが重要であることを示した。また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定した。

④ 情報教育の充実

中学校における各教科等の指導に当たっては、情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

⑤ 部活動の意義と留意点

教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるように留意することや運営上の工夫を行うことなどを示した。

## 第2章 教育課程の基準

### 第1節 教育課程の意義

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言えることができる。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）が定められているとともに、義務教育の目的（第5条第2項）や学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、義務教育の目標（第21条）や中学校の目的（第45条）及び目標（第46条）に関する規定がそれぞれ置かれている。したがって、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

各学校における具体的な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び中学校学習指導要領に各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。すなわち、学校教育法施行規則においては、教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成することとしている。また、学習指導要領においては、各教科等の指導内容を学年段階に即して示している。各学校においては、これらの基準に従うとともに地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性を考慮して指導内容を組織する必要がある。

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重

要な要素になってくる。授業時数については、学校教育法施行規則に各教科等の標準授業時数を定めているので、各学校はそれを踏まえ授業時数を定めなければならない。

以上のことを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

## 第2節 教育課程に関する法制

### 1 教育課程とその基準

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が編成されなければならない。

中学校は義務教育であり、また、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。このため、中学校教育の目的や目標を達成するために学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

このような観点から、今回の中学校学習指導要領の改訂においては引き続き各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようにしている。例えば、学習指導要領に示している内容は、すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、地域や学校及び生徒の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことに重点を置

くことが大切である。

## 2 教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、日本国憲法の本質にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。

### (1) 教育基本法

教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、生涯学習の理念（第3条）、教育の機会均等（第4条）、義務教育（第5条）、学校教育（第6条）、私立学校（第8条）、教員（第9条）、幼児期の教育（第11条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）、政治教育（第14条）、宗教教育（第15条）、教育行政（第16条）、教育振興基本計画（第17条）などについて定められている。

### (2) 学校教育法、学校教育法施行規則

学校教育法では、教育基本法において教育の目的及び目標並びに義務教育の目的が規定されたことを踏まえ、義務教育の目標が10号にわたって規定された（第21条）。その上で、中学校の目的について「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施す」（第45条）とするとともに、中学校教育の目標として、中学校の「目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。」（第46条）と定められている。また、第49条の規定により中学校に準用される第30条第2項は、「前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」と規定している。さらに、これらの規定に従い、文部科学大臣が中学校の教育課程の基準を定めることになっている（第48条）。

なお、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第21条（義務教育の目標）及び第46条（中学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定している。これらは、生徒が目標を達成することを義務付けるも

のではないが、教育を行う者は「目標を達成するよう」に教育を行う必要があることに留意する必要がある。

この学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、中学校の教育課程に関するいくつかの基準を定めている。すなわち、中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成すること（第72条）や、各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの年間の標準授業時数並びに各学年における年間の標準総授業時数（第73条の別表第2）などを定めている。これらの定めのほか、中学校の教育課程については、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によらなければならないこと（第74条）を定めている。

### **(3) 学習指導要領**

学校教育法第48条及び学校教育法施行規則第74条の規定に基づいて、文部科学大臣は中学校学習指導要領を告示という形式で定めている。このように学習指導要領は、中学校教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。

なお、前述のとおり、学習指導要領の「基準性」は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりするとともに、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。さらに、全体としては従前と同様に、学習指導要領に示す教科等の目標、内容等は中核的な事項にとどめており、大綱的なものとなっているので、学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようになっている。

### **(4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

公立の中学校においては、以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による定めがある。すなわち、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5号）、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について

必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされている。この規定に基づいて、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければならない。

なお、私立の中学校については、学校教育法（第49条の規定により中学校に準用される第44条）及び私立学校法（第4条）の規定により、都道府県知事が所轄庁であり、教育課程を改める際には都道府県知事に対して学則変更の届出を行うこととなっている（学校教育法施行令第27条の2）。また、平成19年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、都道府県知事が私立学校に関する事務を管理、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとなった（第27条の2）。

各学校においては、以上の法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要がある。

### 第3章 教育課程の編成及び実施

学習指導要領第1章総則においては、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を示している。したがって、各学校においては、総則に示されている事項に従い、創意工夫を加えて教育課程を編成し、実施する必要がある。

#### 第1節 教育課程編成の一般方針

学習指導要領第1章総則の第1の教育課程編成の一般方針においては、教育課程編成の基本的な仕組みを示すとともに、教育課程の編成において特に配慮する必要がある事項について示している。

##### 1 教育課程編成の原則（第1章第1の1）

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

##### (1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、学習指導要領第1章総則第1の1において「各学

校においては、・・・適切な教育課程を編成するものとし」と示している。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

学校において教育課程を編成するということは、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」（同法第49条の規定により中学校に準用される第37条第4項）と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な学習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっている。

各学校には、校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うように努めることが必要である。

なお、今回の改訂において、「各学校においては、・・・適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。これは、前述のとおり、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第21条（義務教育の目標）及び第46条（中学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものである。本項においても、「目標を達成するよう」という規定振りであることから、教育基本法第2条と同様、生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、今回の改訂により、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。

## (2) 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

学習指導要領第1章総則第1の1において、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、・・・適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示している。

この「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは、第2章第2節「教育課程に関する法制」で説明したとおり、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。

なお、学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されているので、各学校において教育課程を編成、実施する場合にも当然これらの規定に従わなければならない。

### (政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

### (宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

次に、「この章以下に示すところ」とは、言うまでもなく学習指導要領を指している。

学習指導要領は、学校教育法第48条を受けた学校教育法施行規則第74条において「中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。」と示しているように、法令上の根拠に基づいて定められているものである。したがって、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。

教育課程は、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性等を十分考慮すること

学習指導要領第1章総則第1の1においては「各学校においては、・・・生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示している。

「生徒の人間として調和のとれた育成を目指」ということは、まさに学校教育の目的そのものであって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。特に今回の改訂においては、教育基本法に義務教育の目的（第5条第2項）、学校教育法に義務教育の目標（第21条）がそれぞれ規定されたことを踏まえ、義務教育9年間を見通して、発達の段階に応じた小学校教育と中学校教育の連続性の確保を重視していることに留意する必要がある。

次に、地域や学校の実態を考慮するということは、各学校において教育課程を編成する場合には、地域や学校の実態を的確に把握し、生徒の人間として調和のとれた発達を図るという観点から、それを学校の教育目標の設定、指導内容の組織あるいは授業時数の配当などに十分反映させる必要があるということである。

(7) 地域の実態

今回の教育基本法改正により、同法に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定（第13条）が置かれた。また、学校教育法には、「中学校は、当該中学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」と定められた（第49条の規定により中学校に準用される第43条）。これらの規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。

地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。このような学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが大切であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。

#### （イ）学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっている。

教育課程の編成に際しては、このような学校のもつ条件が密接に関連してくるので、

効率的な教育活動を実施するためには、これらの条件を十分考慮することが大切である。そのためには、これらの条件を客観的に把握しなければならないが、特に、生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による協力体制の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

#### (ウ) 生徒の心身の発達の段階や特性等

これは、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の心身の発達の段階と特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調したものである。

中学校段階は小学校段階と比べ心身の発達上の変化が著しく、また、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化が一層進展するとともに、内面的な成熟へと進み、性的にも成熟し、知的な面では抽象的、論理的思考が発達するとともに社会性なども発達してくる。また、年齢的には12歳から15歳までという、成長が著しい時期に当たるので、学年による生徒の発達の段階の差異にも留意しなければならない。各学校においては、このような生徒の発達の段階を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分に配慮することが必要である。

一方、特に小学校の高学年からは、個々の児童生徒の発達の個人差も目立つ時期であり、また、中学校段階は、自我意識が高まるとともに個性が多様化してくる時期である。したがって、教育課程の編成に当たっては、生徒の一般的な心身の発達に即しながら、個々の生徒についての発達の差異や、能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目していくことが大切である。各学校においては、生徒の発達の過程を的確にとらえるとともに、個々の生徒の特性や課題について十分配慮して、適切な教育課程を編成することが必要である。

### (3) 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

学習指導要領第1章総則第1の1の後段に「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に

努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」ことを示している。「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようとして、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。今回の改訂においても、「生徒に生きる力をはぐくむことを目指す」と規定しているのは、①新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことがますます重要になっていることや、②改正教育基本法や同法を受けて改正された学校教育法において、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲（学校教育法第30条第2項）が重視される必要がある旨が法律上規定されたことを受けたものである。

このため、これからの学校教育においては、平成20年1月の中央教育審議会答申でも指摘されているように、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立、④豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく図ることが求められている。総則第1の1の後段は、このような今回の学習指導要領の改訂の基本方針を教育課程編成、実施の理念として示したものである。

すなわち、①及び②については、各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能の活用を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要である。これらの学習活動は相互に関連し合っており、<sup>せつ</sup>截然と分類できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習

の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではないことに留意する必要がある。

③については、個別指導やグループ別指導，繰り返し指導，学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導の充実により分かる喜びを実感したり，観察・実験やレポートの作成，論述などの体験的な学習や知識・技能の活用を図る学習活動，職業や自己の将来に関する学習などを通し学ぶ意義を認識したりすることで学習意欲を高めることが求められる。また，小・中学校を通じ，学習習慣を確立することは極めて重要であり，家庭との連携を図りながら，宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

④については、「第1 教育課程編成の一般方針」の2で道徳教育について，3で体育・健康に関する指導についてそれぞれ示している。

以上のことは創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することにより，効果的に実現されるものである。各学校においては，これらの趣旨を十分理解し，教育課程の編成，実施に生かすようにしなければならない。

## 2 道徳教育（第1章第1の2）

2 学校における道徳教育は，道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳の時間はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，公共の精神を尊び，民主的な社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢

献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

### (1) 道徳教育の目標

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、さらに充実を図ることが強く要請されている。

学校における道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、今日的課題を加味して設定されたものである。

道徳教育の目標は、学習指導要領第1章総則第1の2の中段で次のように示している。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。」

総則に示されている目標のうち、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた

我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊」ぶこと、「他国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ記述を加えたものである。

道徳教育の目標として盛り込まれている環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり、その点にも留意して指導が行われることが重要である。

さらに、道徳教育の目標として、学習指導要領第3章道徳の第1目標の前段に、「道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。」と示している。

これは、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の目標であり、道徳教育の<sup>かなめ</sup>要の時間である道徳の時間の目標もこれに基づくとともに、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などの指導を通じて行う道徳教育も、常にこの目標の実現を目指して行われなければならない。

つまり、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動が、それぞれ固有の目標やねらいの実現を目指しながら、それぞれの特質に応じて適時適切な指導を行い道徳性の育成を図るようにすることが大切であり、今回の改訂においては、この点を明確にする観点から、すべての教科等において、「第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、当該教科等の特質に応じて適切な指導をすること。」との規定を置いた。

## (2) 道徳の時間の意義

このような道徳教育の目標を実現するため、学習指導要領第1章総則第1の2の前段において、「学校における道徳教育は、道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」と示している。

道徳の時間の目標は、学習指導要領第3章道徳第1目標の後段に、「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。」と示している。

道徳の時間は、学校における道徳教育のいわば扇の<sup>かなめ</sup>要となる重要な時間であるが、道徳の時間のみで道徳教育のすべてが行われるものではない。学校の教育活動全体を通じてそれぞれの教育活動の特質に応じて行われる道徳教育と、それらを補充、深化、統合する道徳の時間とがうまく機能することによって、その効果が期待できる。したがって、道徳教育の目標がより効果的に実現されるには、道徳の時間において各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接に関連を図りながら計画的、発展的に指導を行うことが必要である。

学習指導要領第3章道徳第3において、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成することを明示している。これは、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と道徳の時間との関連を計画の上で具体化することを求めたものであり、このことによって両者の関連を一層緊密にして指導の効果を高めることを意図したものである。

### (3) 家庭や地域社会との連携、豊かな体験を通じた道徳性の育成及び指導の重点化

学習指導要領第1章総則第1の2の後段においては、「道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。」と示している。

道徳教育は、生徒相互の好ましい人間関係や生徒と教師の信頼関係が確立していな

ければ実質的な効果は期待できないものであり、この点については日ごろから十分配慮する必要がある。その際、教師は、生徒が人間としての生き方について考えを深められるよう、生徒とともに考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で指導に当たることも大切である。

中学生の時期は、人生にかかわる諸問題について関心が高まり、自ら人間らしい生き方を求め始める時期である。したがって、この時期に、人間性についての理解を深め、主体的によりよい人生を築いていくための基礎を学ぶことや、人間としてよりよく生きようとする意欲や態度を育てることなど、人間としての生き方についての自覚を深める学習を行うことは大切である。そして、このような指導は、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においても行う必要がある。特に、今回の改訂においては、「生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」と「道徳的価値に基づいた」との規定を追加している。人間は、自らの生きる意味や自己の存在価値にかかわることについては、全人格をかけて取り組むものである。この改正は、生徒自身の、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることとかわかって指導されてこそ、真に道徳的実践力の育成が可能になることを踏まえたものである。

次に、日常生活における道徳的実践を促すためには家庭や地域社会との連携が不可欠であり、保護者や地域の人々の協力による道徳教育が充実できるよう連携を十分図っていく必要がある。さらに、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を実感できる職場体験活動や、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるボランティア活動、自然のすばらしさを味わうとともにそれを愛護しようとする気持ちを実感できる自然体験活動など、学校の教育活動全体において各教育活動の特質や生徒の興味・関心を考慮し、広い意味での豊かな体験をさせることを通して自然な形で生徒の内面に根ざした道徳性が育成されるようにすることが大切である。特に今回、発達段階を踏まえた指導を重視する観点から、中学校においては、体験活動の例示として職場体験活動を追加した。また、これらの体験活動は、一定期間にわたって行うことにより、一層意義が深まるものである。このような指導を通して、特に、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、国際社会に生きる

日本人としての自覚が身に付くようにすることが大切である。

また、今回の改訂では、道徳教育についても生徒の発達の段階を考慮し、中学校段階においては、特に、自他の生命を尊重すること、規律ある生活ができること、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどをそれぞれ重視することを、中学校学習指導要領の第1章総則第1の2において示した。他方、小学校学習指導要領の第1章総則第1の2は、小学校段階においては、特に、基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けること、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどを重視すると規定している。

その中でも中学校教育においては、第3章道徳第3で、悩みや葛藤<sup>かつとう</sup>等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての考えを深められるよう配慮することが規定されている。

なお、道徳教育及び道徳の時間の指導については、中学校学習指導要領解説道徳編で詳述しているので参照されたい。

### 3 体育・健康に関する指導（第1章第1の3）

3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素である。生徒の心身の調

和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。また、生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。さらに、生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。こうした現代的課題に対して、今回の改訂では、学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとするものである。

したがって、体育に関する指導については、子どもの体力水準が全体として低下していることがうかがえるとともに、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大しているとの指摘があることから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようにすることが大切である。

このため、教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足や集会などの特別活動や運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。

健康に関する指導については、生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっ

では、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

さらに安全に関する指導においても、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつけるようにすることが重要である。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく技術・家庭科などの関連の教科や道徳、特別活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、地域や学校の実態及び新体力テストなどを用いて生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

なお、中学校にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教員に任されてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その

効果を上げるためには、保健体育科担当の教員だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

## 第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

学習指導要領第1章総則第2では、各教科、道徳及び特別活動の内容等の取扱いに関する原則的な事項を定めている。

### 1 各教科等の内容の共通の取扱い（第1章第2の1，第2の2，第2の3）

1 第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

これは学習指導要領に示されている各教科、道徳及び特別活動の内容の取扱いについて示したものである。すなわち、学習指導要領は国が定める教育課程の基準であり、各学校において教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領の各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、第2章以下に特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならないことを規定したものである。教育課程の編成に当たっては、まず学習指導要領に示している指導事項を十分研究することが必要である。

学習指導要領では、各教科、道徳及び特別活動の目標を実現するために必要な中核的な内容を示すにとどめているので、各学校においては、配当できる授業時数を考慮しつつ、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性を踏まえ、具体的な指導内容を確定し、適切に配置しなければならない。

2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣

旨を逸脱したり，生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

本項は，前項を踏まえた上で，学校において特に必要であると認められる場合には，学習指導要領に示していない内容でも，これを加えて教育課程を編成，実施することができることを示しているものである。前項と本項をあわせて学習指導要領に示す内容の取扱いの基本的な原則を示しているものである。すなわち，学習指導要領に示している内容は，すべての生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に，個に応じた指導を充実する観点から，生徒の学習状況などその実態等に応じて，学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

このように，学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ，学習指導要領に示している，すべての生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図り，さらに知識・技能を深めたり高めたりするとともに，思考力・判断力・表現力等を豊かにし，学習意欲を一層高めたりすることが期待される。

今回の改訂においては，学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることを明確にする観点から，例えば，前回の改訂において規定されていた第2章第3節数学の第2の[第3学年]の3(1)の「内容の「A数と式」の(1)については，平方根表は取り扱わないものとする。」という規定を削除した。学校においては，「数の平方根の必要性と意味を理解すること。」，「数の平方根を含む簡単な式の計算をすること。」，「具体的な場面で数の平方根を用いて表したり処理したりすること。」についての指導を十全に行った上で，個性を生かす教育を充実する観点から，生徒の学習状況などその実態等に応じ，特に必要があると判断する場合には，上記の例にあっては，平方根表についての指導を行うこともできる。

ただし，これらの場合にあっても，まずは学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着が求められることは前述したとおりである。また，学習指導要領に示した各教科，道徳及び特別活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。すなわち，学習指導要領に示している内

容を生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けなければならない。さらに、これらの指導によって、生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

3 第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

学習指導要領の第2章以下に示す各教科等の学年別の内容に掲げる事項は、それぞれの教科等の内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分検討し、地域や学校の実態及び生徒の発達の段階や特性を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序やまとめ方に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

## 2 複式学級の場合の教育課程編成の特例（第1章第2の4）

4 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

複式学級の場合においても、生徒の学年に応じた教育課程を編成することが必要である。

しかし、複式学級が2以上の学年の生徒で学級を編制する関係上、各教科の学年別の目標や内容をそのまま学年の順序で指導できない場合があることも考慮して、指導

形態や指導方法の工夫をできやすくする観点から、総則の第2の4で「学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。」こととしている。

学年別の順序によらないことができるのは、複式学級において「特に必要がある場合」で、「各教科の目標の達成に支障のない範囲内」に限られていることに留意する必要がある。

### 3 その他の教育課程編成の特例

#### (1) 特別支援学級の場合

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による障害のある生徒を対象とする学級であるため、対象となる生徒の障害の種類、程度等によっては、障害のない生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。

そのため、学校教育法施行規則第138条では、「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。」と規定している。

この場合、特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める中学校の目的及び目標を達成するものでなければならないことは言うまでもない。なお、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や生徒の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替えたり、各教科を、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。そして、中学校学習指導要領第1章総則第4の2(8)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、特別支援

学級における指導に当たっては、学級担任だけでなく他の教師と連携協力して、個々の生徒の障害の状態等に応じた効果的な指導を行う必要がある。

特別支援学級について、特別の教育課程を編成する場合であって、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（同規則第139条）。

## (2) 通級による指導の場合

通級による指導は、中学校の通常の学級に在籍している比較的軽度の障害のある生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、生徒の障害の状態等に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできるようになっている。そして、中学校学習指導要領第1章総則第4の2(8)においては、「特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。」と示されており、通級による指導の担当教師だけでなく、他の教師との連携協力の下、効果的な指導を行う必要がある。

通級による指導の対象となる者は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する生徒（特別支援学級の生徒を除く。）で、具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などである。

通級による指導を行う場合には、学校教育法施行規則第50条第1項、第51条及び第52条並びに第72条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができ、前述した特別の指導を、中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることになっている（学校教育法施行規則第140条、平成5年文部省告示第

7号，平成18年文部科学省告示第54号，平成19年文部科学省告示第146号)。

通級による指導に係る授業時数は，年間35単位時間から280単位時間までを標準とされているほか，学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については，年間10単位時間から280単位時間までを標準とされている。

また，生徒が在籍校以外の中学校又は特別支援学校の中学部において，特別の指導を受ける場合には，当該生徒が在籍する中学校の校長は，これら他校で受けた指導を，特別の教育課程に係る授業とみなすことができることになっている(同規則第141条)。なお，このように生徒が他校において指導を受ける場合には，当該生徒が在籍する中学校の校長は，当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上，教育課程を編成するとともに，学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

### (3) 私立中学校の場合

中学校の教育課程は，各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動によって編成することになっているが(学校教育法施行規則第72条)，同規則第79条において中学校に準用する第50条第2項において「私立の中学校の教育課程を編成する場合は，第72条の規定にかかわらず，宗教を加えることができる。この場合においては，宗教をもって同条の道徳に代えることができる。」と規定している。すなわち，私立の中学校においては，宗教を加えて，各教科，道徳，総合的な学習の時間，特別活動及び宗教によって教育課程を編成し，又は宗教をもって道徳に代えて，各教科，宗教，総合的な学習の時間及び特別活動によって教育課程を編成することを認めている。

また，宗教の時間と道徳の時間を併せて設けている中学校にあっては，宗教の授業時数をもって道徳の授業時数の一部に代えることができることになっている(同規則第73条，別表第1備考第3項は別表第2に適用)。

国・公立の学校においては特定の宗教のための宗教教育を行ってはならないが，私立の学校においては宗教の自由が留保されている(教育基本法第15条第2項)。私立の学校には，宗教団体を基礎として設立され，宗教教育を行うことを建学の精神とするなど積極的に宗教教育を行っている学校が多い。宗教教育はその本質からして，それを通して道徳性の涵養も行われるものとみることができる。そこで，私立の学校の特色を生かし，その自主性を尊重する趣旨から，私立の中学校の教育課程について上

記のような特例が設けられている。

#### **(4) 教育課程の改善のための研究の場合**

学校教育法施行規則第79条により中学校に準用される第55条において、「中学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第72条、第73条又は第74条の規定によらないことができる。」と定めている。

これは、中学校において教育課程の改善のための研究を行う場合、教育の配慮が適切になされると文部科学大臣が認めれば、学校教育法施行規則に定める教育課程の構成や授業時数あるいは学習指導要領によらない教育課程を編成し、実施することを認めたものである。

学習指導要領等に示している教育課程の基準は大綱的なものであり、教育課程の改善の研究も多くはこの基準の範囲内で行うことができるが、教育課程の基準について相当大幅な改訂を行うなどの場合にその基礎資料を得る必要があることを考慮し、このような特例が設けられているのである。

この特例措置により学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施を認めている枠組みとしては、平成20年6月末現在、「研究開発学校制度」のほか、「スーパーサイエンスハイスクール」、「スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール」、「目指せスペシャリスト」がある。

#### **(5) 中学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成の場合**

今回の学校教育法施行規則の改正により、同規則第79条により中学校に準用される第55条の2として、「中学校において、当該中学校又は当該中学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該中学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法第46条の規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第72条、第73条又は第74条の規定の全部又は一部によらな

いことができる。」との規定が置かれた。

これは、前述のとおり、平成15年から開始された構造改革特別区域研究開発学校設置事業（いわゆる「特区研発」）について、「構造改革特別区域基本方針」（平成18年4月）を踏まえ、同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能にしたものである。

なお、同条を踏まえ、平成20年文部科学省告示第30号が公示され、教育基本法及び学校教育法に定める学校種ごとの教育の目標等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして認める基準として、

- ① 学習指導要領においてすべての生徒に共通して履修させる内容として定められている事項について、当該特別の教育課程において適切に取り扱われていること。  
ただし、異なる種類の学校間の連携により一貫した特別の教育課程を編成する場合（設置者が異なる場合には、当該設置者の協議に基づき定めるところにより教育課程を編成する場合に限る。）にあつては、当該特別の教育課程全体を通じて、適切に取り扱うものとされていること。
- ② ①に掲げる内容を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
- ③ 生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
- ④ 義務教育段階である中学校において特別の教育課程を編成する際には、保護者の経済的な負担への配慮を含め、義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、生徒が転出入する際の配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。

が定められ、前述の学校教育法施行規則の一部改正と併せて、平成20年4月1日から施行されることとなった。

#### **(6) 不登校生徒を対象にした学校の場合**

学校教育法施行規則第79条の規定により中学校に準用される第56条の規定は、「中学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間中学校を欠席

していると認められる生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第72条、第73条又は第74条の規定によらないことができる。」と定めている。

これは、(5)と同様に、構造改革特別区域制度を活用した不登校児童生徒等を対象とした学校の設置に係る教育課程弾力化事業が、平成17年7月に同様の特例措置を内閣総理大臣が認定する手続きを経なくても文部科学大臣の指定により実施することを可能としたものである。

#### 4 選択教科を開設する際の留意事項（第1章第2の5，第2の6，第2の7）

5 各学校においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合にあつては、地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成するものとする。

学習指導要領改訂についての中央教育審議会答申（平成20年1月）は、

「○ 現行の中学校学習指導要領では、総合的な学習の時間の創設とともに、生徒の選択能力の育成や個性の伸長を目指し、選択教科の授業時数を増加した一方で、必修教科の教育内容・授業時数については削減した。

○ しかし、実施後の子どもたちの学力や学習状況を見たとき、（中略）国語、社会、数学、理科及び外国語といった必修教科について、基礎的・基本的な知識・技能を定着させ、総合的な学習の時間と相まって思考力・判断力・表現力等を育成するというねらいが十分に達成できていない。

さらに、選択教科に加え、総合的な学習の時間が導入され、教育課程が複雑化しすぎているという指摘もある。

○ また、現在の選択教科の授業時数のうち全体の6割以上が国語、社会、数学、理科、外国語に充てられており、その中でも補充的な学習に取り組まれている割

合が高いことも踏まえる必要がある。

- こうした観点から、選択教科の授業時数を縮減し、必修教科の教育内容や授業時数を増加することで、教育課程の共通性を高める必要がある。なお、選択教科については、標準授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとすることが適当である。」

との指摘がなされている。

このため、前述のとおり、学校教育法施行規則第72条を改正し、中学校の教育課程は、「必修教科，選択教科，道徳，特別活動及び総合的な学習の時間」によって編成すると規定していたのを、「国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語の各教科，道徳，総合的な学習の時間並びに特別活動」と改正した。また，同規則第73条及び別表第二において従来選択教科に充てる授業時数が規定されていたが，これを改め，選択教科については，同条及び同表で規定する標準授業時数の枠外において各学校において開設し得ることとした。

第1章第2の5，第2の6及び第2の7は，各学校において選択教科を開設する場合の留意点を規定したものである。

選択教科を開設する場合には，その内容等については，教科の指導内容及び総合的な学習の時間における学習活動と相互に密接な関連を有するものである。したがって，各学校においては，教科や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図りつつ3学年間全体を見通し，選択教科の内容等を適切に定め，それぞれ選択教科の指導計画を作成する必要がある。その際，それぞれの学校の状況や生徒の実態を考慮することが重要である。

また，中学校においては，各学校の主体的な判断により生徒の特性等に基づく多様な学習活動を幅広く展開できる時間として，総合的な学習の時間がある。総合的な学習の時間は，教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動などの学習活動を行い，生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむことを目指すものである。これに対し，選択教科は当該教科固有の目標の達成を目指す学習活動を行うものであり，各学校においては，選択教科を開設する場合，このようなそれぞれの性格を

踏まえ、選択教科の内容等を適切に定め、その指導計画を作成する必要がある。

なお、各教科等を通じた学校全体としての指導計画作成に当たっての配慮事項は総則第4「指導計画の作成等に当たっての配慮事項」に示されているところであり、選択教科の指導計画の作成に当たっても、道徳及び特別活動を含めた各教科等及び各学年相互の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるよう配慮することが必要であることは言うまでもない。

6 選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

本項は、各学校において、選択教科を開設するに当たっては、従前同様、自ら課題を設定し追究するなどの課題学習、教科の授業で学習した内容を十分に理解するため再度学習するなどの補充的な学習、教科の授業で学習した内容よりさらに進んだ内容を学習するなどの発展的な学習など、地域や学校の実態を踏まえつつ、生徒の実態に即した多様な選択教科の開設及び授業の実施が大切であることを示したものである。

また、生徒の実態をよく把握し、選択教科の内容が生徒の負担過重となることのないよう適切な配慮が必要である。

7 各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

本項は、各学校が各学年で開設することができる選択教科の種類について示したものである。

学校において開設できる選択教科の種類は、本項により、

国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭，外国語，

その他特に必要な教科

である。このうち、「その他特に必要な教科」は、地域や学校、生徒の実態を考慮して特に必要がある場合に、中学校学習指導要領で定める各教科のほかに設けることができ、その場合、教科の名称、目標、内容などについては、従前どおり、各学校が適切に定めることができるものである。

### 第3節 授業時数等

各教科等の指導は、言うまでもなく、一定の時間内で行われるものであり、これらに対する授業時数の配当は、教育課程編成の上で重要な要素である。各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において各教科等の年間授業時数の標準を定め、学習指導要領において年間の授業週数などを定めている。また、学習指導要領では、特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、適切な授業時数を充てるものとし、また、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え適切に定めるものとしている。

各学校においては、これらを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、地域や学校及び生徒の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定める必要がある。その際、授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導などの指導方法や教材等の工夫改善を行い授業等の質的な改善を図りつつ、授業日数や授業週数、授業の1単位時間との関連を確保しながら、授業時数を配当することにより、指導に必要な時間を実質的に確保する必要がある。

#### 1 各教科等の年間授業時数

各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の年間の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数は、学校教育法施行規則第73条において次のように定めている。

第51条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

別表第1（第51条関係）

（略）

備考

- 1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校

給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

3 第50条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。(別表第2及び別表第4の場合においても同様とする。)

第73条 中学校(併設型中学校及び第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。)の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

別表第2(第73条関係)

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数									道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

備考

1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

これらの学校教育法施行規則の規定及び学習指導要領は完全学校週5日制の下での教育課程の基準であり、この年間の総授業時数は、学校週5日制を前提として定めたものである。

第1章総則第2の1のとおり、学習指導要領第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱

わなければならないものである。別表第2に定めている授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら定めたものであり、各学校において年度当初の計画段階から別表第2に定めている授業時数を下回って教育課程を編成することは、上記のような学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。

しかしながら、このことは単に別表第2に示されている各教科等の授業時数を形式的に確保すればよいということの意味するものではない。各学校において、この別表第2に示されている授業時数を踏まえ、地域や学校及び生徒の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要である。なお、その際、学校において適切に授業時数を配当する必要がある特別活動の生徒会活動、学校行事や給食、休憩の時間等を含む教育課程全体のバランスを図ることが必要であるのは言うまでもない。

なお、学校教育法施行規則第73条において、別表第2に定めている授業時数が標準授業時数と規定されているのは、①指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、各学校においては、地域の状況や生徒の実態を十分に考慮して、生徒の負担過重にならない限度で別表第2に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能であること、②別表第2に定めている授業時数を踏まえて教育課程を編成したものの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第73条及び別表第2に反するものとはしないとといった趣旨を制度上明確にしたものである。

特に、①については、学習指導要領のねらいが十分実現されていないと判断される場合には、指導方法・指導体制の工夫改善を図りながら、標準を上回る適切な指導時間を確保するなど、指導内容の確実な定着を図ることに努めることが必要である。その際、年間の行事予定や各教科の年間指導計画、その実施、改善の状況等について、保護者をはじめ地域住民等に対して積極的に情報提供することも重要であ

る。

なお、別表第2は、各教科等のそれぞれの授業時数だけでなく、各学年の総授業時数も標準として定めている。したがって、個々の教科等の授業時数と同様に総授業時数についてもその確保を図ることが求められる。各学校においては、このような考え方に立って、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める必要がある。

このほか、授業時数の確保に当たっては、各学校において、教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整等に充てる時間を可能な限り確保するため、会議等の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することなどに留意することが求められる。

## 2 年間の授業週数（第1章第3の1）

1 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって行うように計画することとしているのは、各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば、学校教育法施行規則別表第2において定めている年間の授業時数について生徒の負担過重にならない程度に、週当たり、1日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したも

のである。したがって、このことは、各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び生徒の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要である。

今回の改訂においては、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、」これらの授業を特定の期間に行うことができることを示している。これは、教科等や学習活動によっては年間を通ずることなく、夏季、冬季、学年末、農繁期等の休業日の期間に授業日を設定することも含め、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合もあることを考慮したものである。ただし、「特別活動を除く。」とあるように、特別活動（学級活動）については、この規定は適用されない。学級活動については、生徒の学級や学校の生活への適応や好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保することが必要である。しかし、中学校では、小学校とは異なり教科担任制をとっており、学級担任が生徒と不断に接している訳ではない。そこで、中学校においては、学級活動の時間を毎週実施することとし、それによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実向上を図ることを意図しているものである。

また、給食、休憩等の時間については、学校において工夫を加え、適切に定めることとしている。学校全体の生活時間や日課について工夫を加えるとともに、地域や学校の実態に応じ、給食、休憩の時間の設定を工夫する必要がある。

### 3 特別活動の授業時数（第1章第3の2）

2 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

特別活動のうち、生徒会活動及び学校行事の授業時数については、学校教育法施行規則では定められていないが、学習指導要領第1章総則第3の2において、生徒会活動及び学校行事の授業時数については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることとしている。これは、これらの活動の性質上学校ごとの特色ある実施が望まれるものであり、その授業時数を全国一律に標準として定めることは必ずしも適切でないことによるものである。

生徒会活動及び学校行事については、各学校において地域や学校の実態を考慮して実施する活動内容とのかかわりにおいて授業時数を定める必要がある。なお、学校行事については、第5章特別活動において、「学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。」としており、学校においてはそのことに留意して授業時数を定めることが大切である。

#### 4 授業の1単位時間（第1章第3の3）

3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとまり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果をあげ得るかという観点から決定する必要がある。

各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、

生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において定めることとした。これは、例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなど、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮したものである。特に、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。また、10分間程度の短い時間を活用して生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

各授業時数の1単位時間を定めるに当たっては、学校教育法施行規則第73条別表第2に定める授業時数の1単位時間は50分とするとの規定は従前どおりとしており、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」という意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を50分として計算した学校教育法施行規則第73条別表第2に定める授業時数を確保するという意味であることに留意する必要がある。すなわち、各教科等の年間授業時数は各教科等の内容を指導するのに実質的に必要な時間であり、これを確保することは前提条件として考慮されなければならないということである。また、具体的な授業の1単位時間は、指導内容のまとまりや学習活動の内容を考慮して教育効果を高める観点に立って、教育的な配慮に基づき定められなければならない。

さらに、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

生徒会活動及び学校行事については、本節の3で述べたように学校教育法施行規則で年間授業時数が定められていないことから、この規定は適用されないが、これらについても、各学校において、指導内容や生徒の発達の段階、さらには生徒の学習負担などに十分配慮して適切な時間を定めることになるのは言うまでもない。

今回の改訂において、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の

成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。」との規定を設けた。これは、教科担任制である中学校では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外の学級担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、年間授業時数に算入できることを明確化したものである。なお、原則として学級担任がすべての教科等の指導を行う小学校においては、同様の規定は設けていないが、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。

## 5 時間割の弾力的な編成（第1章第3の4）

4 各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

今回の小学校学習指導要領の改訂において、「各学校においては、地域や学校及び児童の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする。」を「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。」に修正した。

前回の改訂においては、「年間の授業週数」の運用を弾力化し各教科等の授業を年間35週以上にわたって行うことなく特定の期間に行うことができることとし、「授業の1単位時間」を各学校において定めることとした。また、特に小学校においては、各教科等の年間の標準授業時数についても必ずしも年間の授業週数である35の倍数にこだわることなく設定した。このため、時間割について「弾力的に編成することに配慮するものとする。」と規定し、各学校においては、時間割を年間で固定するのでは

なく、地域や学校、児童の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要があることを明らかにしたものである。

これについては、平成20年1月の中央教育審議会答申において、「各教科の年間の標準授業時数を定めるに当たっては、子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方がより効果的・効率的であることを踏まえ、可能な限り35の倍数にすることが望ましい。」との提言がなされた。この答申を踏まえ、今回の改訂においては、例外はあるものの、各教科等の年間の標準授業時数を35の倍数にすることを基本とした。このため、従前と比べ、より固定的に時間割を編成できるようにしたところであるが、他方、各学校の工夫の一つとして、地域や学校、児童の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることも引き続き可能であることを明確にしたものである。

前回の改訂において、中学校学習指導要領においては、小学校に比べ、標準授業時数を35の倍数で規定している教科等が多かったことから、本項のような規定を置かなかったところである。また、今回の改訂において、例外はあるものの、基本的に各教科等の年間の標準授業時数を35の倍数にすることを基本とし、従前と比べ、より固定的に時間割を編成できるようにしたが、他方、各学校の工夫の一つとして、地域や学校、生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることも可能であることを中学校教育においても明確にする観点から、本項を規定したものである。

## 6 年間授業日数

年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が生徒の負担にならないよう配慮して定めるべきものである。

ところで、年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則で次のように定められている。

学校教育法施行令  
(学期及び休業日)

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季，冬季，学年末，農繁期等における休業日は，市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が，公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

学校教育法施行規則

第61条 公立小学校における休業日は，次のとおりとする。ただし，第3号に掲げる日を除き，特別の必要がある場合は，この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は，当該学校の学則で定める。

第79条 第41条から第49条まで，第50条第2項，第54条から第68条までの規定は，中学校に準用する。（略）

各教育委員会及び各学校においては，これらの規定等を踏まえて休業日を定める必要がある。また，年間授業日数については，学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう，適切な日数を確保する必要がある。

## 7 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第1章第3の5）

5 総合的な学習の時間における学習活動により，特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては，総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

総合的な学習の時間は，前回改訂において創設され，平成12年度の移行措置期間中から多くの中学校で実施された後，平成14年度の完全実施から現在に至るまで，

すべての中学校で様々な取組が行われている。

前述のとおり、今回の改訂においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び学習意欲の3つの重要な要素を調和的に定着・育成することを重視し、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図ることとしているが、各教科等を横断する課題についての問題解決や探究活動を行う総合的な学習の時間は、知識・技能の習得を図る学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探究活動という一連の学習活動の流れの中で重要な役割を担っている。

このような総合的な学習の時間の重要性を踏まえ、今回の改訂においては、従前第1章総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第4章として独立した章として位置付けた。さらに、各教科等との関係については、「各教科、道徳及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。」と記述し、各教科等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な学習の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開する必要性を示した。同様に、言語活動の充実との関係では、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」との規定を置いた。これらを前提としつつ、総合的な学習の時間においては、自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。

このように、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題

の解決や探究活動として行われると同時に、「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」旅行・集団宿泊的行事と、

- ・ 総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、今回の改訂においては、第1章総則第3の5として総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述を追加したものである。

なお、本項の記述は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまないことは第4章総合的な学習の時間に示すとおりである。

## 第4節 指導計画の作成

1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

教育課程は、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画であると考えることができる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画であると言える。

すなわち、指導計画は、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

各学校においては、学習指導要領の第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

指導計画の作成に当たっては、学習指導要領第1章第4の1に特に配慮する必要がある事項を2項目にわたり示しているため、これらの事項に留意する必要がある。

## 1 各教科等及び各学年相互間の関連（第1章第4の1(1)）

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り，系統的，発展的な指導ができるようにすること。

指導計画は，各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて作成されるものである。中学校教育の目標はこれらのすべての教育活動の成果が統合されてはじめて達成されるものである。したがって，個々の指導計画は，各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの固有の目標やねらいの実現を目指すと同時に，他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るよう作成される必要がある。そのためには，各教科，道徳及び特別活動それぞれの目標，指導内容の関連を検討し，指導内容の不必要な重複を避けたり，重要な指導内容が欠落したりしないように配慮するとともに，指導の時期，時間配分，指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で計画を立てられることが大切である。総合的な学習の時間についても第4章総合的な学習の時間に示された目標などについて，各教科，道徳及び特別活動の目標や内容との関連を検討し，各学校の実態に応じた目標及び内容を定めるとともに，指導計画を作成する必要がある。

各教科等において，系統的，発展的な指導を行うことは，生徒の発達に段階に応じ，その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。各教科，道徳及び特別活動の内容は，学年間の系統性，発展性について十分配慮されているので，各学校においては，それを十分研究し，それらの指導計画を作成する際，学年相互の関連を図り，指導の効果を高めるよう配慮する必要がある。また，各教科，道徳及び特別活動の内容として示している指導事項は，特に示す場合を除き，指導の順序を示しているものではないので，学校においては，創意工夫を加え，地域や学校の実態及び生徒の発達の段階や特性を考慮し，系統的，発展的な指導が進められるよう指導内容を具体的に組織，配列することが必要である。総合的な学習の時間の指導計画作成に際しても，横断的・総合的な課題，生徒の興味・関心に基づく課題，地域や学校の特色に応じた

課題などについて、発達の段階にふさわしい学習活動が進められるように創意工夫を図る必要がある。このように、指導内容の組織や配列に当たっては、当該学年全体や全学年を見通した上で行うことが大切である。

学校においては、学校の教育目標との関連を図りながら、指導計画の作成者相互で必要な連絡を適宜行い、学校全体として組織的に進めることが大切である。

## 2 指導内容のまとめ方や重点の置き方（第1章第4の1(2)）

(2) 各教科の各学年，各分野又は各言語の指導内容については，そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど，効果的な指導ができるようにすること。

第2章の各教科の各学年，各分野又は各言語の目標及び内容に関する事項は，各学年においてすべての生徒に対して指導すべき事項を類型や系統性を考慮し，整理して示したものである。これらの指導事項は，第1章総則第2の1に示しているように「特に示す場合を除き，いずれの学校においても取り扱わなければならない。」ものである。しかし，第2の3に示しているように，「各教科，道徳及び特別活動並びに各学年，各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は，特に示す場合を除き，指導の順序を示すものではないので，学校においては，その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。」としている。

各学校において指導計画を作成するに当たっては，各教科の目標と各指導事項との関連を十分研究し，まとめ方などを工夫したり，内容の重要度や生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして，効果的な指導を行うことができるよう配慮しなければならない。また，教材・教具の工夫や生徒の理解度の把握などを通して，教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要である。

今回の改訂では，従前，本項に規定していた「教材等の精選を図」ることを削除している。今回の改訂においては，授業時数の増加を図った教科について，授業時数の増加の程度ほどには指導内容は増加させず，これらの教科において，反復学習等によ

る基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験，レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動の充実を図ることを可能としている。このことを前提としつつ，平成20年1月の中央教育審議会答申は，主たる教材として重要な役割を果たす教科書の質・量両面での充実を重視しており，「子どもが学習内容について十分に理解を深め，基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに，それらを活用する力をはぐくむように，繰り返し学習や知識・技能を活用する学習，発展的な学習に自ら取り組み，知識・技能の定着や思考を深めることを促すような工夫が凝らされた読み応えのある教科書が提供される」ことが重要と提言している。その上で，教科書のページ数を増加させたり，発展的な学習に関する記述の一層の充実などを行うことにより，生徒の学習意欲を高め，教師が生徒により教えやすくするとともに，生徒が学ぶに当たって必要な学習内容が質的にも量的にも十分に確保されるよう記述内容を工夫する必要があるとした。このように，今回の改訂においては，指導内容の増加は抑制し，基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動の充実を重視することとしているが，そのためには，教科書だけでなく，各学校において使用される各種教材等についても，質・量両面での充実が必要であるとの考え方に立っており，このような観点から「教材等の精選を図」ることを削除したものである。

## 第5節 教育課程実施上の配慮事項

教育課程実施に当たっては、配慮しなければならない様々な事項がある。

学習指導要領第1章総則第4の2においては、そのような実施上の配慮事項について、14項目にわたって示している。従前に比べて、言語活動の充実、見通しを立てたり振り返ったりする学習活動の重視、障害のある生徒の指導の充実、情報教育の充実などについての記述を充実するとともに、部活動に関する規定を新たに置いているが、これらは教育の効果を高めるために特に必要な事項を加えたものである。各学校においては、これらの事項に十分配慮し、教育課程を実施するよう努めなければならない。

### 1 生徒の言語環境の整備と言語活動の充実（第1章第4の2(1)）

(1) 各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。

前述のとおり、今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ることとしている。

この点についての中央教育審議会の審議の流れを整理すると、平成17年10月の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）は、習得型の教育と探究型の教育とは対立的・二者択一的にとらえるべきものではなく、両方を総合的に育成することが必要と提言したが、習得と探究をどのように関係付けて総合的にはぐくむのかその具体的なイメージがはっきりしないといった指摘もあった。そこで、

中央教育審議会教育課程部会では、現在でも取り組まれている観察・実験，レポートの作成，論述といった知識・技能の活用を図る学習活動をその両者の間に位置付け，実際の指導において知識・技能の習得を図る学習活動，知識・技能の活用を図る学習活動，総合的な学習の時間を中心として行われる，教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動などの学習活動の動的な流れを意識するとともに，各教科で知識・技能を活用する学習活動を充実することができるよう授業時数を見直したりこれらの学習活動の流れの基盤である言語に関する能力を重視したりする必要があるとの審議が行われた。

その結果，新しい学習指導要領についての中央教育審議会答申（平成20年1月）は，知識・技能の習得や活用，探究について次のように提言した。

- ・ 教科では，基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ，観察・実験をし，その結果をもとにレポートを作成する，文章や資料を読んだ上で，知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行い，それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが必要である。
- ・ これらの学習活動は相互に関連し合っており，<sup>せつ</sup>截然と分類されるものではないが，知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して，思考力・判断力・表現力等がはぐくまれる。
- ・ 各教科での習得や活用と総合的な学習の時間を中心とした探究は，決して一つの方向に進むだけでなく，例えば，知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど，相互に関連し合って力を伸ばしていくものである。

このため，今回の改訂においては，例えば，言葉の特徴やきまりに関する事項や漢字に関する事項の指導を充実させたり（国語），学び直しの機会を設定することに配慮したりする（数学）などの学習活動を各教科の内容に加え，発達の段階に応じた知識・技能の習得に配慮している。その上で，各教科において，例えば，数学科では，「日常生活や社会で数学を利用する活動」といった数学的活動を例示するとともに，理科では，「継続的な観察や季節を変えての定点観測」といった観察・

実験を重視するなど知識・技能の活用を図る学習活動を新たに設けた。これらの学習を通じ、「抽象的な概念を表す語句」の理解（国語）、「数量や図形などに関する基礎的な概念」の理解（数学）、「科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動」の充実（理科）など各教科の基本的な概念の理解も重視している。

また、知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしている。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、小学校教育及び中学校教育を通じて、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示した。また、各教科においても、

- ・ 「持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる」（社会）
- ・ 「数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う」といった数学的活動の充実（数学）
- ・ 「問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動」の充実（理科）
- ・ 「音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き、根拠をもって批評するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと」の重視（音楽）
- ・ 「造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り見方を深め、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味

うこと」の重視（美術）

- ・ 「衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表，概念などを用いて考えたり，説明したりするなどの学習活動」の充実（技術・家庭）

- ・ 「作戦などについての話し合いに貢献しようとする」活動の重視（保健体育）

などそれぞれの教科の特質に応じた言語活動の充実について記述されている。また，外国語科において，言語や文化に対する理解を深め，積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り，聞くこと，話すこと，読むこと，書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うのはもとよりのこと，道徳においても，「自分の考えを基に，書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実」することを，総合的な学習の時間では，「問題の解決や探究活動の過程においては，他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や，言語により分析し，まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること」をそれぞれ重視している。さらに，特別活動では，「体験活動を通して気付いたことなどを振り返り，まとめたり，発表し合ったりするなどの活動」の充実が規定された。

このように，今回の改訂においては，各教科等を通じ基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図っているところであるが，その基本的な考え方を総則上明示したのが本項である。

なお，このように言語に関する能力を向上させ，言語に対する意識や関心を高め理解を深めることは，各教科等における指導だけでなく，学校生活全体において配慮することが大切である。

今日，マスコミや情報通信ネットワークなどの情報手段の発達や映像，出版物の氾濫などにより，生徒を取り巻く環境は著しく変化している。それらは，生徒の言語活動にも影響を及ぼしており，それだけに学校教育において国語を正しく理解し用いる能力や態度の育成について配慮していくことがますます重要となっている。また，そのことを通じ，生徒が様々な情報に対し主体的にかかわっていく能力や態度の育成を図ることが期待される。このため，各学校において生徒が日常生活における言語の役割や機能などについて意識や関心をもち，正しく美しい国語を用いるように指導して

いくことが必要であり、また、教師自身も言語に対する意識と関心をもって指導に当たることが必要である。

その際、生徒の言語活動は、マスコミや地域社会及び家庭だけでなく、学校における環境に大きく影響される。したがって、生徒の言語活動がより適正に行われるようにするためには、学校生活全体における言語環境を十分に整えておくことが大切である。学校生活全体における言語環境の整備としては、例えば、①教師は正しい言語で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと、②校内の掲示板やポスター、生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること、③校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと、④適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること、⑤教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に行われるような状況をつくること、⑥生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くことなどに留意する必要がある。なお、言語環境をはじめ学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要である。

また、前述のとおり、国語科の指導においてはもとより、その他の教科等においても、生徒による発表、討議、ノート記述、レポート作成などの言語活動を活発かつ適正に行わせ、豊かな言語能力を養っていくよう配慮していくことが大切である。

## 2 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進（第1章第4の2(2)）

(2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

これからの学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を考えたとき、また、生涯にわたる学習の基礎を培うため、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とと

もに、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等の育成を重視した教育を行うことが必要であり、生徒がこれらを支える知的好奇心や探究心をもって主体的に学習に取り組む態度を養うことは極めて重要である。このような資質や能力を育成するためには、体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を充実する必要がある。

このため、例えば、国語科では「社会生活の中から課題を決め、取材を繰り返しながら自分の考えを深めるとともに、文章の形態を選択して適切な構成を工夫すること」、「論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読むこと」などを言語活動例として示し、社会科では作業的、体験的な学習、数学科では「日常生活や社会で数学を利用する活動」といった数学的活動、理科では観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動やものづくり、技術・家庭科では衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動などを充実している。さらに、総合的な学習の時間においては、自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの体験的な学習を積極的に取り入れ、基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習を充実させることとしている。このような学習の在り方は特定の教科等にとどまらず学校教育全体を通じて重視する必要がある。

体験的な学習や基礎的・基本的な知識・技能を活用した問題解決的な学習は、主体的に学習に取り組む能力を身に付けさせるとともに、学ぶことの楽しさや成就感を体得させる上で有効である。このような学習の意義を踏まえ、各教科等の指導において体験的な学習や問題解決的な学習に取り組めるようにすることが大切である。各教科等において習得すべき知識や技能も体験的な学習やそれらを活用した問題解決的な学習を通すことによって、生徒一人一人のその後の学習や生活において生かされ総合的に働くようになるものと考えられる。

また、各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に留意しつつ、生徒の興味・関心を生かした学習指導を展開することが大切である。生徒の興味・関心を生かし、生徒の選択などを重視した学習指導を行うことは、生徒の学習意欲を喚起するとともに、選択能力を育成する上で有効であり、また、それは自主

的、自発的な学習を促すことにつながると考えられるからである。この意味で各教科等の指導においては、学習することの意味の適切な指導を行いつつ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、自主的、自発的な学習を促すことによって、生徒が学習の目的を自覚し、学習における進歩の状況を意識し、進んで学習しようとする態度が育つよう配慮することが大切である。

このような学習を実施するためには、各学校においては、指導計画に適切に位置付けるとともに、教材、指導形態、1単位時間や授業時数の運用などに創意工夫を加え、これらの学習を積極的に取り入れることが望まれる。なお、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

### 3 生徒指導の充実（第1章第4の2(3)）

(3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図ってい

くための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていくうえで、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。一人一人の生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっている。また、生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。それ故、生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任の教師の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、思春期にあつて生活環境の急激な変化を受けている中学生の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も高まり、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

また、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深くかかわっている。生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。すなわち、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動における学級活動などは、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くた

めの自主的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う場であり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまでも学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすることが大切であり、教育課程の編成に当たっては、この点に十分配慮する必要がある。

なお、生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。そのためには、保護者との間で学校だよりや学級・学年通信等、あるいはPTAの会報、保護者会などにより相互の交流を深めることが大切であり、また、地域懇談会や関係機関等との懇談会などを通して交流と連携を深めるなど、日ごろから生徒指導の充実に取り組むことが必要である。

#### 4 進路指導の充実（第1章第4の2(4)）

(4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。

これからの学校教育においては、社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視するとともに、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持って、主体的に自己の進路を選択決定し、生涯にわたる自己実現を図っていくことができるような能力や態度を育成することが重要である。

特に、中学校段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、将来、様々な生き方や進路の選択可能性があることを理解するとともに、自らの意思と責任で自己の生き方、進路を選択す

ることができるよう適切な指導・援助を行うことが必要である。

このような能力や態度を育てるためには、各学校が進路指導の目標を持ち、その実現を目指して教育活動全体を通じ計画的、組織的、継続的な指導を行っていくことが必要である。このため、学校教育法においては義務教育の目標の一つとして「職業についての基礎的な知識と技能，勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」が示されている（同法第21条第10号）。

中学校における進路指導については、進路指導が生徒の生き方の指導であることを踏まえ、生徒の意欲や努力を重視することが重要である。また、進路指導が生徒の勤労観・職業観を育てるキャリア教育の一環として重要な役割を果たすものであること、学ぶ意義の実感にもつながることなどを踏まえて指導を行うことが大切である。

進路指導は、特別活動の学級活動を中核としつつ、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験活動などの進路にかかわる啓発的な体験活動及び個別指導としての進路相談を通じて、生徒の入学時から各学年にわたり、学校の教育活動全体を通じ、系統的、発展的に行っていく必要がある。

また、進路指導を効果的に進めていくためには、進路指導主事を中心とした校内の組織体制を整備し、学級担任の教師をはじめ、教師が相互に密接な連絡を取り、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たる必要がある。さらに、進路指導において、保護者の理解と協力が不可欠であり、保護者とともに進路指導を進めるようにするとともに、地域社会及び関係機関と連携して取り組むことが大切である。

## 5 ガイダンスの機能の充実（第1章第4の2(5)）

(5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。

現在、学校や学級の生活に十分適応することができないなどの理由から、学習への意欲を失ったり、人間関係にかかわる問題を抱えたり、あるいは不登校の状態に陥ったりする生徒が見られる。また、学習における選択や進路の選択に当たって、目的意識をもたず、選択に当たって適切に対応できず、自分を見失いがちな生徒も見られる。こうした課題も踏まえ、学校生活における生徒一人一人の自己実現を進めていく観点から、本項が規定されている。

ガイダンスの機能の充実を図ることは、すべての生徒が学校や学級の生活によりよく適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、選択や決定、主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる上で、極めて重要な意味をもつものである。具体的には、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の生き方などにかかわって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを学校として進めていくものであり、単なる事前の説明や資料配布に限定されるものではない。

また、第5章特別活動の「第3指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(3)において「学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に、中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。」とあるが、このような特別活動における配慮をはじめ、各教科等でもその機能を生かすなど、学校の教育活動全体を通じてガイダンスの機能を充実していくことが大切である。

各学校においては、計画的・組織的な取組によってガイダンスの機能を充実させることによって、一人一人の生徒に関し、学校や学級の生活によりよく適応させ、これから取り組むことになる諸活動に対して主体的な活動への意欲をもたせ、自己実現にかかわって必要とされる資質や能力、態度を身に付けるようにし、共に学び、

活動することを通して存在感や自己実現の喜びの感じられる生活を築かせる中でよりよい発達を促すことが重要である。

特に、ガイダンスの機能の充実について配慮の求められる教育活動としては、例えば、次のようなものが考えられる。

ア 入学時、新学期開始時期において、教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係が生まれるように配慮するとともに、生徒自身が学校や学級における諸活動や集団の意義、内容などについて十分に理解し、自発的によりよい生活に取り組むことができるよう創意工夫すること。

イ 新たな学習や各種の学習活動の開始時期などにおいて、生徒がこれから始まる学習に対して積極的な意欲をもち、主体的に活動に取り組むことができるよう各教科等において十分に配慮すること。

ウ 進路の選択に関して、生徒一人一人が自己理解を深め、自己の将来の生き方を考え、卒業後の進路を主体的に選択し、さらに積極的にその後の生活において自己実現を図ろうとする態度を育てるよう配慮すること。

## 6 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第1章第4の2(6)）

(6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。

今回の改訂では、教育基本法第6条第2項（「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」）及び学校教育法第30条第2項（「主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」）を踏まえ、

生徒の学習意欲の向上を重視している。指導に当たって、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、自主的に学ぶ態度をはぐくむことは、学習意欲の向上に資することから、今回特に規定を新たに追加したものである。

従前から、「図形について見通しをもって論理的に考察し表現する能力を伸ばす」(数学)など生徒が学習を行う上で見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を重視しているが、OECDのPISA調査などの各種の学力調査においては、例えば、与えられた課題が科学的に調査可能な問題かどうかを問う出題についての正答率が低いなど必ずしも学習の見通しを立てることなどが十分にできているとは言えない状況が見られた。

このため、本項において、各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすることが重要であることを記述したものである。

具体的には、例えば、授業の冒頭に当該授業での学習の見通しを生徒に理解させたり、授業の最後に生徒が当該授業で学習した内容を振り返る機会を設けたりといった取組の充実や生徒が家庭において学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする習慣の確立などを図ることが重要である。これらの指導を通じ、生徒の学習意欲が向上するとともに、生徒が学習している事項について、事前に見通しを立てたり、事後に振り返ったりすることで学習内容の確実な定着が図られ、思考力・判断力・表現力等の育成にも資するものとする。

## 7 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実（第1章第4の2(7)）

(7) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学

習活動を取り入れた指導，教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し，個に応じた指導の充実を図ること。

生徒はそれぞれ能力・適性，興味・関心，性格等が異なっており，また，知識，思考，価値，心情，技能，行動等も異なっている。生徒が学習内容を自分のものとして働かせることができるように身に付けるためには，教師はこのような個々の生徒の特性等を十分理解し，それに応じた指導を行うことが必要であり，指導方法の工夫改善を図ることが求められる。それによって，生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し，それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ，その後の学習や生活に生かすことができるようにするとともに，自分自身のものの見方や考え方を持てるようにすることが大切である。また，生徒が主体的に学習を進められるようになるためには，学習内容のみならず，学習方法への注意を促し，それぞれの生徒が自分にふさわしい学習方法を模索するような態度を育てることも必要となる。そのための生徒からの相談にも個別に応じることが望まれる。なお，こうした指導方法の工夫はすべての生徒に対応するものであるが，学習の遅れがちな生徒には特に配慮する必要がある。

個に応じた指導のための指導方法や指導体制については，生徒の実態，学校の実態などに応じて，学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要である。すなわち，各学校は，その環境や教職員の構成，施設・設備などがそれぞれ異なっているが，それらに応じて最も効果的な方法を工夫し，組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。特に，中学校は教科担任制を原則としているため，同一教科間はもちろん異教科間の教師の連携協力という観点が重要である。学校には，校長，副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭や栄養教諭など専門性を有する教職員がおり，これらすべての教職員が協力して生徒の指導に当たる必要がある。指導体制の充実は，学習指導や生徒指導などに幅広くわたるものであり，学校全体が，共通理解の下に協力して教育活動を進めていかななくてはならない。

指導体制の工夫改善を進める上で校長の果たす役割は大きいので，校長は指導力を発揮して，指導体制の活性化を図るよう努めることが必要である。また，校長や副校

長，教頭が授業の指導を行ったり参加したり，学習指導について経験豊かな指導教諭などの教師が他の学級の授業を支援したりするなど，様々な工夫をすることが求められる。さらに，指導案の作成，授業研究などを学年会や教科部会，学校全体などで行い，広く意見を交わし合い，教師間で情報の共有を図るような機会を設けたり，それぞれの役割分担を明確にすることも，より効果的な指導を行うためには大切である。なお，教師が教材研究，指導の打合せ，地域との連絡調整などに充てる時間を可能な限り確保できるよう，会議の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することも重要であろう。

指導方法については，生徒の発達段階や学習の実態などに配慮しながら，従来から取り組まれてきた一斉指導に加え，個別指導やグループ別指導といった学習形態の導入，理解の状況に応じた繰り返し指導，学習内容の習熟の程度に応じた指導，生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入することが重要である。

学習内容の習熟の程度に応じた指導については，教科により生徒の習熟の程度に差が生じやすいことを考慮し，それぞれの生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法を工夫して着実な理解を図っていくことが大切であることから，これらの指導方法等が例示されているものであるが，その指導については，学級内で学習集団を編成する場合と学級の枠を超えて学習集団を編成する場合が考えられる。その実施に当たっては，学校の実情や生徒の発達段階等に応じ，必要な教科について適宜弾力的に行うものであり，実施時期，指導方法，評価の在り方等について十分検討した上で実施するなどの配慮が必要である。また，各学校で学習内容の習熟の程度に応じた指導を実施する際には，生徒に優越感や劣等感を生じさせたり，学習集団による学習内容の分化が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることのないように十分留意する必要がある。また，学習集団の編成の際は，教師が一方的に生徒を割り振るのではなく，生徒の興味・関心等に配慮し，自分で課題や集団を選ぶことができるよう配慮することも重要である。その際，生徒が自分の能力・適性に全く合致しない課題や集団を選ぶようであれば，教師は適切な助言を行うなどの工夫を行うことが大切である。また，保護者に対しては，指導内容・指導方法の工夫改善等を示した指導

計画，期待される学習の充実に係る効果，導入の理由等を事前に説明するなどの配慮が望まれる。なお，中学校は義務教育段階であるということを考慮し，基本的な学級編制を変更しないことが適当である。

生徒の個性が多様化する中，その伸長を図る観点から，生徒の興味・関心等に応じた課題学習，補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導を実施する際には，それぞれのねらいを明らかにし，授業で扱う内容と学習指導要領に示す各教科等の目標と内容との関係を明確にして取り組むことが大切である。特に，補充的な学習を取り入れた指導を行う際には，様々な指導方法や指導体制の工夫改善を進め，当該学年までに学習する内容の確実な定着を図ることが必要であるし，発展的な学習を取り入れた指導を行う際には，生徒の負担過重とならないように配慮するとともに，学習内容の理解を一層深め，広げるという観点から適切に導入することが大切である。このほかにも，教材・教具の工夫や開発，コンピュータ等の教育機器の活用，指導の過程における形成的評価などの評価の工夫など生徒の実態や指導の場面に応じ，多方面にわたる対応が必要であろう。

また，指導体制については，それぞれの学校の実態等に応じ様々な形で，その工夫改善に積極的に取り組んでいくことが大切である。その具体例としては，ティーム・ティーチング，合同授業などの実際の指導場面におけるもののほか，指導案の作成，教材・教具の開発，共同研究や研修，他の学校との連携，協力などが考えられる。また，食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する養護教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること，学校内にとどまらず，学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い，指導の効果を高めることが大切である。

## 8 障害のある生徒の指導（第1章第4の2(8)）

(8) 障害のある生徒などについては，特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ，例えば指導についての計画又は家庭や医療，福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成すること

などにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

平成18年に学校教育法が改正され、従来の盲・聾・養護学校は、障害の重複化等に対応した適切な教育を行うため、平成19年度から、複数の障害種別を教育の対象とすることができる「特別支援学校」に転換された。特別支援学校は、障害のある児童生徒等に対して、中学校等に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける教育を行う（同法第72条）ほか、中学校等の要請に応じて、中学校等に在籍する障害のある生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める（同法第74条）ものと規定された。

また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、障害のある児童生徒等に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこと（同法第81条第1項）が規定された。このように、特別支援教育については、大きな制度改正がなされたところである。

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

今回の改訂では、障害のある生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わった。

障害のある生徒を指導するに当たっては、まず、生徒の障害の種類や程度を的確に把握する必要がある。生徒の障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などがある。

次に、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。例えば、弱視の生徒についての

保健体育科における球技の指導や理科等における観察・実験の指導，難聴や言語障害の生徒についての国語科における音読の指導や音楽科における歌唱の指導，肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や技術・家庭科における実習の指導など，それぞれに個別的に特別な配慮が必要である。また，読み書きや計算などに困難があるLD（学習障害）の生徒についての国語科における書き取りや数学科における計算の指導，外国語科における読み書きの指導など，教師の適切な配慮により対応することが必要である。さらに，ADHD（注意欠陥多動性障害）や自閉症の生徒に対して，話して伝えるだけでなく，メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。

このため，特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り，障害のある生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら，適切な指導を行うことが大切である。指導に当たっては，例えば，障害のある生徒一人一人について，指導の目標や内容，配慮事項などを示した計画（個別の指導計画）を作成し，教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。

また，障害のある生徒については，学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め，長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため，例えば，家庭や医療機関，福祉施設などの関係機関と連携し，様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成することなどが考えられる。

このような指導は，特別支援学校や特別支援学級で行われてきており，それらを参考とするなどして，それぞれの学校や生徒の実態に応じた指導方法を工夫することが効果的と考えられる。

さらに，担任教師だけが指導に当たるのではなく，校内委員会を設置し，特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに，特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして，計画的，組織的に取り組むことが重要である。

特に，本章第2節3にあるように，特別支援学級は，障害があるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な生徒のために編制された少人数の学級であり，生徒の障害の状態等に応じて，適切な配慮の下に指導が行われて

いる。特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の位置付けがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要がある。このため、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が障害について正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要がある。

また、通級による指導は、特別支援学級とは別に、中学校の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、特別の指導の場（通級指導教室）において、障害に応じた特別の指導を行うものである。対象となる生徒に対する通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、それぞれの担当教師同士が生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要と言える。さらに、他校において指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

障害のある生徒の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、生徒に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めることが大切である。

なお、学習上の配慮を要する生徒については、生徒の実態に応じたきめ細かな指導をするよう配慮する必要がある。

## 9 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導（第1章第4の2(9)）

(9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

国際化の進展に伴い、学校現場では帰国生徒や外国人生徒の受け入れが多くなっている。これらの生徒の多くは、外国における生活経験等を通して、我が国の社会とは

異なる言語や生活習慣，行動様式を身に付けているが，一人一人の実態は，その在留国，在留期間，年齢，外国での就学形態や教育内容・方法，さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため，これらの生徒の受け入れに当たっては，一人一人の実態を的確に把握し，当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

海外から帰国した生徒や外国人の生徒の中には，日本語の能力が不十分であったり，我が国とは異なる学習経験を積んでいる場合がある。このため，日本語の習得については，日常的な取組を基本としつつ，特に文字の読み書きについては，段階的，効率的な指導を工夫することが必要である。なお，外国人生徒等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく，学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また，教科の指導においては，生徒一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は，通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが，これらの生徒の実態によっては，取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。なお，この場合，あまりにも性急に未履修分野の指導を進めようとするのではなく，当該生徒の実態に合わせて，最も適した方法を選択し，学習の成果が上がるように努めるようにすることが大切である。特に，言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適應の問題が生じる場合もあるので，教師自身が当該生徒の在留国に関心を持ち，理解しようとする姿勢を保ち，温かい対応を図るとともに，当該生徒を取り巻く人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する必要がある。また，外国人生徒については，課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

また，海外から帰国した生徒や外国人の生徒は，日本の生徒が経験していない外国での貴重な生活経験をもっている。外国での生活や外国の文化に触れた体験を，本人の各教科等の学習に生かすようにするとともに，他の生徒の学習にも生かすようにすることが大切である。さらに，外国で身に付けたものの見方や考え方，感情や情緒，外国語の能力などの特性を生かすよう配慮することも大切である。このような機会としては，外国語科のほか，例えば社会科や音楽科などの教科や道徳，総合的な学習の

時間での学習活動，特別活動における学校行事などが考えられるが，生徒や学校の実態等に応じて適宜工夫することが必要である。

このような，海外から帰国した生徒や外国人の生徒については，本人に対するきめ細かな指導とともに，他の生徒についても帰国した生徒や外国人の生徒の長所や特性を認め，広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして，このような相互啓発を通じて，互いに尊重し合う態度を育て，国際理解を深めるとともに，国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

## 10 情報教育の充実，コンピュータ等や教材・教具の活用（第1章第4の2 (10)）

(10) 各教科等の指導に当たっては，生徒が情報モラルを身に付け，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的，積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに，これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに，それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し，主体的に学習に取り組む態度を養うためには，生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的，積極的に活用できるようにすることが重要である。また，教師がこれらの情報手段や視聴覚教材，教育機器などの教材・教具を適切に活用することが重要である。

社会の情報化が進展していく中で，生徒が情報を主体的に活用できるようにするとともに，情報手段の特性などを科学的に理解することや情報モラルを身に付けることが一層重要となっている。このような情報活用能力を育成するため，今回の改訂において，「各教科等の指導に当たっては，生徒が情報モラルを身に付け，コンピュータ

や情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実する」ことを示している。小学校段階で身に付けた知識・技能を基に、技術・家庭科の技術分野において、情報手段の構成・仕組みなどを理解させ、それらを基にした情報モラル、情報技術の活用にかかわる能力・態度を身に付けさせるとともに、技術・家庭科だけではなく、国語科，社会科，数学科，理科，外国語科等の各教科における資料の収集・処理，観察・実験といった学習活動や言語活動，総合的な学習の時間などのそれぞれにおいて，コンピュータや情報通信ネットワークを活用することが重要である。また，道徳においては情報モラルを取り扱うこととしている。

すなわち，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用については，小学校段階において「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作」を身に付けることに重点を置いた学習活動を行っており，中学校段階においては，小学校段階の基礎の上に，課題を解決するため自ら効果的な情報手段を選んで必要な情報を収集する学習活動，様々な情報源から収集した情報を比較し必要とする情報や信頼できる情報を選び取る学習活動，情報手段を用いて処理の仕方を工夫する学習活動，自分の考えなどが受け手に伝わりやすいように表現を工夫して発表したり情報を発信したりする学習活動など，情報手段を適切かつ主体的，積極的に活用できるようにするための学習活動を充実することが必要である。その際，技術・家庭科と各教科等が相互に関連を図ることが重要であり，指導における連携や協力に留意する必要がある。

また，インターネット上での誹謗中傷やいじめ，インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題を踏まえ，情報モラルについて指導することが必要である。情報モラルとは，「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり，具体的には，他者への影響を考え，人権，知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや，危険回避など情報を正しく安全に利用できること，コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどであり，ネットワークを利用する上での責任について考えさせる学習活動，基本的なルールや法律を理解し違法な行為のもたらし問題について考えさせる学習活動，知的財産権などの情報に関する権利を尊重することの大切さについて考えさせる学習活動，トラブル

ルに遭遇したときの主体的な解決方法について考えさせる学習活動，基礎的な情報セキュリティ対策について考えさせる学習活動，健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて，小学校段階の基礎の上に，情報モラルを確実に身に付けさせることが必要である。その際，情報の収集，判断，処理，発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また，子どものインターネットの使い方の変化に伴い，学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め，それに基づいた適切な指導に配慮することが重要である。なお，携帯電話の利用の問題に関しては，学校においては，家庭との連携を図りつつ，情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要がある。

各教科等の指導に当たっては，教師がこれらの情報手段に加え，視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることも重要である。これらの教材・教具を有効，適切に活用するためには，教師はそれぞれの情報手段の操作に習熟するだけでなく，それぞれの情報手段の特性を理解し，指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められる。

また，校内のICT環境の整備に努め，生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

なお，生徒が安心して情報手段を活用できるよう，学校においては情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり，情報セキュリティの確保などに十分配慮したりすることが必要である。

## 1 1 学校図書館の利活用（第1章第4の2(11)）

(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，生徒の主体的，意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

学校図書館については，教育課程の展開を支える資料センターの機能を発揮しつつ，①生徒が自ら学ぶ学習・情報センターとしての機能と②豊かな感性や情操をはぐくむ

読書センターとしての機能を発揮することが求められる。したがって、学校図書館は、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして図書、その他学校教育に必要な資料やソフトウェア、コンピュータ等情報手段の導入に配慮するとともに、ゆとりのある快適なスペースの確保、校内での協力体制、運営などについての工夫に努めなければならない。これらを司書教諭が中心となって、生徒や教師の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与することができるようにするとともに生徒の自主的、主体的な学習や読書活動を推進することが要請される。今回の改訂においては各教科等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な生徒の言語活動の充実を図ることとしている。その中でも、読書は、生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体を通じ、多様な指導の展開を図ることが大切である。このような観点に立って、各教科等において学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切である。各教科等においても、国語科及び総合的な学習の時間で学校図書館を利活用することを示すとともに、特別活動の学級活動で学校図書館の利用を指導事項として示している。また、コンピュータや情報通信ネットワークの活用により、学校図書館と公立図書館等との連携も一層進めやすくなっている。

また、保護者や地域社会の人々との連携協力を進め、学校図書館が地域に開かれたものになり、人々の生涯学習に貢献することも大切である。

## 1 2 指導の評価と改善（第 1 章第 4 の 2 (12)）

(12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うため

には、評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

評価に当たっては、生徒の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、生徒の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく生徒一人一人の持つよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また、生徒が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。

評価については、指導内容や生徒の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、生徒による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に、相互評価や自己評価は、生徒自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

### 1 3 部活動の意義と留意点等（第 1 章第 4 の 2 (13)）

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

中学校教育において大きな役割を果たしている「部活動」については、前回の改訂により、中学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記

述がなくなっていた。これについて、平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である。」との指摘がなされたところである。

本項は、この指摘を踏まえ、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の<sup>かん</sup>涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにするとの留意点、
- ③ 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うとの配慮事項、

をそれぞれ規定したものである。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

#### 1 4 家庭や地域社会との連携及び学校相互の連携や交流（第1章第4の2 (14)）

(14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

教育基本法には、第13条において「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定されている。また、学校教育法には、「中学校は、当該中学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該中学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」との規定が置かれた（同法第49条で中学校に準用される第43条）。このように、学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に説明し理解や協力を求めたり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握し、自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。さらに、家庭や地域社会における生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮される

ようにすることも大切である。

また、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

学校間の連携としては、例えば、同一市区町村等の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。その際、小学校や高等学校との間で相互に児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義であり、児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。

学校同士の交流としては、例えば、近隣の中学校や校区の小学校と学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したり、特別支援学校などとの交流を図ったりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。

障害者基本法第14条第3項にも規定するとおり、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられる。なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどし

て、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。

また、特別支援学級の生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の生徒の教育的ニーズを十分に把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、生徒が高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。高齢者との交流としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設などを訪問したりして、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護の簡単な手伝いをするなどといった体験活動が考えられる。また、地域の様々な人々との交流を図っていくことも考えられる。

こうした取組を進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

## 第4章 教育課程編成の手順と評価

これからの学校教育においては、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。そのためには、地域や学校、生徒の実態等を的確に把握・分析し、それを基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、全教職員が一致協力して教育課程の編成と評価に当たることが重要である。

### 第1節 教育課程の編成の手順

#### 1 教育課程の編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して、手順を考えるべきものである。

したがって、ここでは教育課程の編成の手順の一例を示すこととする。

##### (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。

ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について、その基本的な考え方を明確にする。

(イ) 分担作業の実施やその調整なども含め、作業日程についてその基本的な考え方を明確にする。

## (2) 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要がある。そのために編成を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成の作業日程を明確にするとともに、それと学校が行う諸活動との調和を図る。

ア 編成のための組織を決める。

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議について、その職務分担、役割などを具体的に決める。

(イ) 編成に当たる組織及び各種会議について、分担、協力などその相互関係を明確にするとともに、それを学校の組織全体の中に位置付ける。

(ウ) 既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けるなど、具体的に組織の手直しや組織づくりをする。

(エ) 組織内の役割や分担を決める。

イ 編成のための作業日程を決める。

分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決める。

## (3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握する。

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

イ 地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、生徒の状況等を把握することに留意する。

ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、生徒の学習状況や反応などに留意する。

## (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標を照らして、それぞれの学校や生徒がもっている教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。

ウ 編成に当たって、特に留意すべき点を明確にする。

#### (5) 教育課程を編成する。

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

ア 指導内容を選択する。

(ア) 指導内容について、その基礎的・基本的なものを明確にする。

(イ) 学校の教育目標の有効な達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。

(ウ) 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するよう配慮する。

(エ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び体育・健康に関する指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。

(オ) 地域や学校、生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。

(カ) 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討する。

イ 指導内容を組織する。

(ア) 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図る。

(イ) 各教科等の指導内容相互の関連を明確にする。

(ウ) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。

ウ 授業時数を配当する。

(ア) 指導内容との関連において、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数を定める。

(イ) 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科の授業時数を定める。

(ウ) 各教科等の授業の1単位時間を、生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

## 2 学校の教育目標の設定

中学校の目的や目標は学校教育法に示されており、各学校においては、その達成を目指して教育を行わなければならない。しかし、法律に規定された目的や目標は一般的であり、各学校においては、生徒の実態や学校の置かれている各種の条件を分析して検討した上でそれぞれの学校の教育の課題を正しくとらえ、それに応じた具体的な強調点や留意点を明らかにした教育目標を設定する必要がある。各学校の教育課程は、それぞれの学校の教育目標の実現を目指して編成されるものであり、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらい、指導内容に十分反映するようにすることが大切である。

学校の教育目標をこのようにとらえると、それは、法律で定められている中学校の目的や目標を前提とするものであり、また、学習指導要領に示されている各教科等の目標やねらいを前提とするものであることが必要である。また、地域や学校及び生徒の実態に即したものであること、教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであることなどが必要である。

以上のことを整理すると、各学校で設定する教育目標は、次のような要件を具備する必要がある。

- (1) 法律に定められた中学校の目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 学習指導要領に示す各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを前提とするものであること。
- (3) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (4) 地域や学校の実態等に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

## 第2節 教育課程の評価

### 1 学校評価における教育課程の評価

#### (1) 学校評価に関する法制度

学校評価については、平成14年4月に施行された中学校設置基準等において、各学校は自己評価とその結果の公表に努めることとされた。また、保護者等に対する情報提供について、積極的に行うこととされた。その後、平成19年6月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。さらに平成19年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

#### 学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。(略)

#### 学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定によ

り評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。(略)

これにより、各中学校は法令上、

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、
  - ② 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、
  - ③ 自己評価の結果、学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、
- が必要である。

## (2) 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成20年1月31日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成した。その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が示されており、「教育課程・学習指導」については、次のような例が示されている。

- 各教科等の授業の状況
  - ・ 説明、板書、発問など、各教員の授業の実施方法
  - ・ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
  - ・ 体験的な学習や問題解決的な学習、生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
  - ・ 個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
  - ・ ティーム・ティーチング指導などにおける教員間の協力的な指導の状況
  - ・ 学級内における生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
  - ・ コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
  - ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導に関する状況

- ・ 授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、より良いものとする工夫の状況

#### ○ 教育課程等の状況

- ・ 学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・ 生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
- ・ 生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
- ・ 学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況
- ・ 体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
- ・ 部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
- ・ 必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
- ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、生徒の発達の段階に即した指導の状況
- ・ 教育課程の編成・実施の管理の状況  
(例：教育課程の実施に必要な、各教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか)
- ・ 生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
- ・ 小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
- ・ (データ等) 学力調査等の結果
- ・ (データ等) 運動・体力調査の結果
- ・ (データ等) 生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となりうる。

## 2 教育課程の改善

### (1) 改善の意義

教育課程の評価に続いて行われなければならないのは、その改善である。

教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、

評価本来の意義が発揮されない。このため、各学校においては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められる。教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できる。

## (2) 改善の方法

教育課程の改善の方法は、各学校の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、一般的には次のような手順が考えられる。

- ① 評価の資料を収集し、検討すること。
- ② 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- ③ 改善案をつくり、実施すること。

指導計画における指導目標の設定、指導内容の配列や構成、予測される学習活動などのように、比較的直ちに修正できるものもあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力を傾けなければならないものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、広範囲の全体修正を必要とするものもある。さらに学校内の教職員の努力によって改善できるものもあれば、学校外へ働きかけるなどの改善の努力を必要とするものもある。教育課程の改善は、それらのことを見定めて実現を図っていかなければならない。なお、改善に当たっては、教育委員会の指導助言を役立てるようにすることも大切である。

このようにして、地域や学校の実態に即し、また、生徒の心身の発達の段階に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するように努めなければならない。

(資 料)

## 学習指導要領等の改訂の経過

平成20年中学校学習指導要領の改訂は、昭和22年に「教科課程、教科内容およびその取扱い」の基準として、初めて学習指導要領が編集、刊行されて以来、昭和26年、33年、44年、52年、平成元年、10年の全面改訂に続く7回目の全面改訂である。

昭和22年3月に学校教育法が制定されて、中学校教育は根本的な変革がなされ、教育課程についても大きな改革がなされた。

すなわち、同年5月に学校教育法施行規則が制定され、学校教育法第38条の規定に基づいて教育課程（当時は「教科課程」と称していた。）に関する基本的な事項を定めるとともに、教育課程の基準としての学習指導要領を試案の形で作成した。

### (1) 昭和22年の学習指導要領

この最初の学習指導要領については、昭和22年3月に一般編が刊行され、引き続き各教科編が相次いで刊行された。即ち、学校教育法施行規則により、中学校の教育課程は必修教科と選択教科とに分けられ、前者は国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、体育及び職業を基準とし、後者は外国語、習字、職業及び自由研究を基準とすることと定められ、さらに、教科課程、教育内容及びその取扱いについては、学習指導要領の基準によることと定められた。

このようにして新制中学校の教育は始められたが、実施の結果を考慮して、昭和24年に体育は保健衛生をも合わせて指導するよう保健体育に改め、職業科は農業、商業、水産、工業、家庭の5つのうち1ないし2以上を学習すると定められていたのを、栽培、食品加工、手技工作、経営記帳、調理等の12項目に分け、一層実生活に役立ち得るように改め、その名称も職業・家庭と改めた。また、自由研究も新たに生徒の自発的活動を中心とする教科以外の活動を組織した特別教育活動の時間を設けたことによって廃止された。

これらの教科等ごとに授業時数が定められたが、1単位時間については、昭和22年

には特に定めていないが、昭和24年以降は、原則として50分となった。

## (2) 昭和26年の改訂

昭和22年の学習指導要領は、戦後の教育改革の急に迫られて極めて短时日の間に作成されたもので、例えば、教科間の関連が十分図られていなかったことなどの問題があった。そこで、昭和23年以降学習指導要領の使用状況の調査を行う一方、実験学校における研究、編集委員会による問題点の研究などを行い、その改訂作業を始めた。さらに、昭和24年には、小学校、中学校及び高等学校の教育課程に関する事項の調査審議を行うための教育課程審議会を文部省に設け、同審議会から、昭和26年1月に道徳教育の振興について答申を受けた。

このような経過を経て、学習指導要領は、昭和26年に全面的に改訂され、昭和22年の場合と同様に、一般編と各教科編に分けて試案の形で刊行された。その改訂の主な特色は次のとおりである。

昭和26年の改訂では、必修教科が国語、社会、数学、理科、音楽、図画工作、保健体育、職業・家庭に、選択教科が外国語、職業・家庭、その他の教科で構成された。また、この他に昭和24年の改訂で設けられた特別教育活動については、主要なものとして、ホームルーム、生徒会、クラブ活動及び生徒集会が挙げられた。道徳教育の振興の観点から、学校教育のあらゆる機会をとらえ、周到な計画のもと、生徒の道徳的発達を助け、判断力と実践力に富んだ自主的、自律的人間の形成を目指すこととした。さらに、生徒指導（ガイダンス）及び職業指導は学校教育における重要な任務として取り上げられた。

なお、この学習指導要領においては、昭和22年の学習指導要領の「教科課程」という用語に代えて「教育課程」という用語が用いられた。

その後、昭和28年に教育課程審議会から社会科の改善に関する答申を受け、「社会科の改善についての方策」を発表するとともに、この方策に沿って学習指導要領社会科編の改訂を行い、昭和30年12月に刊行した。この改訂においては、社会科における道徳教育、地理、歴史教育の充実という観点から行われた。

## (3) 昭和33年の改訂

昭和26年の学習指導要領については、全教科を通じて、戦後の新教育の潮流となっ

ていた経験主義や単元学習に偏り過ぎる傾向があり、各教科のもつ系統性を重視すべきではないかという問題があった。また、授業時数の定め方に幅があり過ぎるということもあり、地域による学力差が目立ち、国民の基礎教育という観点から基礎学力の充実が叫ばれるようになった。そのほか、基礎学力の充実に関連し科学技術教育の振興が叫ばれ、理科、数学等の改善が要請された。

このような点を改善するため、昭和31年に教育課程審議会に「小学校・中学校教育課程の改善について」諮問し、昭和33年3月に同審議会から答申を受け、学習指導要領を全面的に改訂し、昭和37年4月から実施した。

学習指導要領の改訂に先だち、昭和33年8月に学校教育法施行規則の一部を改正した。その改正の要点は次のとおりである。

ア 学習指導要領は、教育課程の基準として文部大臣が公示するものであると改め、学校教育法、同法施行規則、告示という法体系を整備して教育課程の基準としての性格を一層明確にしたこと。

イ 中学校の教育課程は、必修教科として国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭が、選択教科として外国語、農業、工業、商業、水産、家庭、数学、音楽及び美術が定められたほか、道徳及び特別教育活動が規定されたこと。

ウ 中学校における各教科、道徳及び特別教育活動の年間最低授業時数を明示したと。

このように、従来は学習指導要領で規定していた事項を学校教育法施行規則において規定したのも、昭和33年の改訂の特色の一つである。

また、学習指導要領は、従来は一般編及び各教科編から成っていたが、この改訂において一つの告示にまとめ、教育課程の基準として必要な事項を規定するにとどめた。

昭和33年の改訂は、独立国家の国民としての正しい自覚をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な国家及び社会の建設に努め、国際社会において真に信頼され、尊敬されるような日本人の育成を目指して行った。その改訂の特色は次のとおりである。

ア 道徳の時間を特設して、道徳教育を徹底して行うようにしたこと。

イ 基礎学力の充実を図るために、国語、数学の内容を再検討してその充実を図るとともに授業時数を増やしたこと。

- ウ 科学技術教育の向上を図るために、数学、理科の充実を図ったこと。
- エ 地理、歴史教育を充実改善したこと。
- オ 情操の陶冶<sup>とうや</sup>、身体<sup>しんたい</sup>の健康、安全の指導を充実したこと。
- カ 小・中学校の教育の内容の一貫性<sup>いっくわんせい</sup>を図ったこと。
- キ 各教科の目標及び指導内容を精選し、基本的な事項の学習に重点を置いたこと。
- ク 教育課程の最低基準を示し、義務教育の水準の維持を図ったこと。

#### (4) 昭和44年の改訂

昭和33年の改訂後、我が国の国民生活の向上、文化の発展、社会情勢の進展はめざましいものがあり、また、我が国の国際的地位の向上とともにその果たすべき役割もますます大きくなりつつあった。そこで、教育内容の一層の向上を図り、時代の要請に応えとともに、さらに、実施の経験にかんがみ、生徒の発達の段階や個性、能力に即し、学校の実情に適合するように改善を行う必要があった。

このため、昭和40年6月に教育課程審議会に「小学校、中学校の教育課程の改善について」諮問し、同審議会から昭和42年10月に答申を受け、昭和44年4月に学校教育法施行規則の一部を改正するとともに学習指導要領を全面的に改訂し、昭和47年4月から実施した。

学校教育法施行規則の主な改正点は、次のとおりである。

- ア 中学校の教育課程は、必修教科のほか、道徳、特別活動、選択教科等で編成することとし、選択教科等の種類は、外国語、農業、工業、商業、水産、家庭及びその他特に必要な教科としたこと。
- イ 中学校の各学年における各教科、道徳、特別活動及び選択教科等の授業時数を、最低時数から標準時数に改めたこと。
- ウ 中学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部大臣が認める場合においては、文部大臣が別に定めるところにより、中学校学習指導要領等によらないことができることとしたこと。

また、この学習指導要領の改訂の方針は次のとおりである。

- ア 中学校の教育は、教育基本法及び学校教育法の示すところに基づいて人間形成に

おける基礎的な能力の伸長を図り、国民育成の基礎を養うものであるとしたこと。  
イ 人間形成の上から調和と統一のある教育課程の実現を図ったこと。すなわち、基本的な知識や技能を習得させるとともに、健康や体力の増進を図り、正しい判断力や創造性、豊かな情操や強い意志の素地を養い、さらには、国家及び社会について正しい理解と愛情を育てるものとしたこと。

ウ 指導内容は、義務教育9年間を見通し、中学校段階として有効・適切な基本的な事項に精選したこと。この場合、特に時代の進展に応ずるようにしたこと。

#### (5) 昭和52年の改訂

昭和44年の改訂後、我が国の学校教育は急速な発展を遂げ、昭和48年度には高等学校への進学率が90パーセントを超えるに至り、このような状況にどのように対応するかということが課題となっていた。また、学校教育が知識の伝達に偏る傾向があるとの指摘もあり、真の意味における知育を充実し、児童生徒の知・徳・体の調和のとれた発達をどのように図っていくかということが課題になっていた。

そこで、昭和48年11月に教育課程審議会に「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善について」諮問を行い、昭和51年12月に答申を受けた。答申においては、教育課程の基準の改善は、自ら考え正しく判断できる児童生徒の育成ということを重視しながら、次のようなねらいの達成を目指して行う必要があるとした。

- ① 人間性豊かな児童生徒を育てること。
- ② ゆとりのあるしかも充実した学校生活を送れるようにすること。
- ③ 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視するとともに児童生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにすること。

この答申を受けて、昭和52年7月23日に学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、中学校学習指導要領を全面的に改訂し、昭和56年4月から実施した。

この改訂においては、自ら考え正しく判断できる力をもつ児童生徒の育成を重視し、次のような方針により改善を行った。

- ① 道徳教育や体育を一層重視し、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を図ることとしたこと。

豊かな人間性を育てる上で必要な資質や徳性を生徒の発達の段階に応じて十分身に

付けるようにするため、各教科等の目標の設定や指導内容の構成に当たって、これらの資質や徳性の<sup>かん</sup>涵養に特に配慮した。

② 各教科の基礎的・基本的事項を確実に身に付けられるように教育内容を精選し、創造的な能力の育成を図ることとしたこと。

各教科の指導内容については、次の4つの観点に立って、各学年段階において確実に身に付けさせるべき基礎的・基本的な事項に精選した。

ア 小・中・高等学校の指導内容の関連と学習の適時性を考慮して、各学年段階間の指導内容の再配分や精選を行った。

イ 各学年にわたって取り扱うことになっていた指導内容は必要に応じて集約化を図った。

ウ 各教科の指導内容の領域区分を整理統合した。

エ 各教科の目標を中核的なものに絞り、それを達成するための指導事項を基礎的・基本的なものに精選した。

③ ゆとりのある充実した学校生活を実現するため、各教科の標準授業時数を削減し、地域や学校の実態に即して授業時数の運用に創意工夫を加えることができるようにしたこと。

ゆとりのあるしかも充実した学校生活を実現するため、各教科の指導内容を精選するとともに、学校教育法施行規則の一部を改正し、第1、2学年では週当たり4単位時間、第3学年では3単位時間の標準授業時数の削減が行われた。このことによって、学校の教育活動にゆとりがもてるようにするとともに、地域や学校の実態に応じ創意を生かした教育活動が展開できるようにした。

④ 学習指導要領に定める各教科等の目標、内容を中核的事項にとどめ、教師の自発的な創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようにしたこと。

各教科等の目標や指導内容について中核的な事項のみを示すにとどめ、また、内容の取扱いについて指導上の留意事項や指導方法に関する事項などを大幅に削除した。このような大綱化を図ることによって学校や教師の創意工夫の余地を拡大した。

## (6) 平成元年の改訂

昭和52年の改訂後、科学技術の進歩と経済の発展は、物質的な豊かさを生むとともに

に、情報化、国際化、価値観の多様化、核家族化、高齢化など、社会の各方面に大きな変化をもたらすに至った。しかも、これらの変化は、今後ますます拡大し、加速化することが予想された。

このような社会の変化に対応する観点から教育内容の見直しを行うことが求められていた。

そこで、昭和60年9月に教育課程審議会に「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」諮問を行い、昭和62年12月に答申を受けた。答申においては、次の諸点に留意して改善を図ることを提言している。

- ① 豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成を図ること。
- ② 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること。
- ③ 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること。
- ④ 国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視すること。

この答申を受けて、平成元年3月15日に学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、中学校学習指導要領を全面的に改訂し、平成5年4月から実施した。

この改訂においては、生涯学習の基盤を培うという観点に立ち、21世紀を目指し社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を図ることを基本的なねらいとし、次の方針により行った。

- ① 教育活動全体を通じて、生徒の発達の段階や各教科等の特性に応じ、豊かな心をもち、たくましく生きる人間の育成を図ること。

これからの社会において自主的、自律的に生きる力を育てるため、道徳を中心にして各教科や特別活動においても、それぞれの特質に応じて、内容や指導方法の改善を図ることに配慮した。

- ② 国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育を充実するとともに、中学校教育や高等学校教育との関連を緊密にして各教科等の内容の一貫性を図ること。

各教科の内容については、中学校段階において確実に身に付けさせるべき基礎的・基本的な内容に一層の精選を図るとともに、基礎的・基本的な内容を生徒一人一人に

確実に身に付けさせるようにするため、個に応じた指導など指導方法の改善を図ることとした。また、個性を生かすためには、生徒一人一人が自分のものの見方や考え方をもちょうにするのが大切であり、各教科において思考力、判断力、表現力等の能力の育成や、自ら学ぶ意欲や主体的な学習の仕方を身に付けさせることを重視した。

③ 社会の変化に主体的に対応できる能力の育成や創造性の基礎を培うことを重視するとともに、自ら学ぶ意欲を高めるようにすること。

各教科の内容については、これからの社会の変化に主体的に対応できるよう、思考力、判断力、表現力等の能力の育成を重視することとした。

また、生涯学習の基礎を培う観点から、学ぶことの楽しさや成就感を体得させ自ら学ぶ意欲を育てるため体験的な学習や問題解決的な学習を重視して各教科の内容の改善を行った。

④ 我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視するとともに、世界の文化や歴史についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養うこと。

我が国の文化と伝統に対する理解と関心を深め、それを大切にする態度の育成を図るとともに、日本人としての自覚やものの見方、考え方についての基礎を培う観点から、各教科等の内容の改善を図ることとした。その一環として、国旗及び国歌の指導については、日本人としての自覚を高め国家社会への帰属意識を涵養<sup>かん</sup>するとともに、国際社会において信頼される日本人を育てる観点から、その充実を図ることとした。

## (7) 平成10年の改訂

平成8年の中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第1次答申は、21世紀を展望し、我が国の教育について、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむことを重視することを提言した。[生きる力]について、同答申は「いかに社会が変化しようとして、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、そして、「たくましく生きるための健康や体力」を重要な要素として挙げた。また、同答申は[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむ観点から、完全学校週5日制の導入を提言するとともに、そのねらいを実現するためには、教育内容の厳選が是非とも必要であるとしている。

そこで、平成8年8月に教育課程審議会に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」諮問を行い、平成10年7月に答申を受けた。答申においては、次の諸点に留意して改善を図ることを提言している。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成を重視すること。
- ② 多くの知識を一方的に教え込む教育を転換し、子どもたちの自ら学び自ら考える力の育成を重視すること。
- ③ ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実を図ること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

この答申を受けて、平成10年12月14日に学校教育法施行規則の一部を改正するとともに、中学校学習指導要領を全面的に改訂し、平成14年4月から実施した。

学校教育法施行規則の主な改正点は、第一に、各学校が、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として、各学年に「総合的な学習の時間」を創設したこと、第二に、各学年の年間総授業時数については、完全学校週5日制が実施されることに伴う土曜日分を縮減した時数とし、従前より各学年とも年間70単位時間、週当たりに換算して2単位時間削減することとし、また、各学年の各教科、道徳、特別活動、選択教科等及び総合的な学習の時間ごとの授業時数についての改正を行ったことである。

この改訂においては、平成14年度から実施される完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、生徒に豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を培うことを基本的なねらいとして、次の方針により行った。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。

生徒の人間としての調和のとれた育成とともに国際社会の中で日本人としての自覚をもち主体的に生きていく上で必要な資質や能力の基礎を培う観点から、社会や

保健体育， 道徳， 特別活動等において， それぞれの特質に応じて， 内容や指導方法の改善を図ることに配慮した。

② 自ら学び， 自ら考える力を育成すること。

これからの学校教育においては， 多くの知識を教え込むことになりがちであった教育の基調を転換し， 生徒に自ら学び自ら考える力を育成することを重視した教育を行うことが必要との観点から， 総合的な学習の時間の創設のほか， 各教科において体験的な学習や問題解決的な学習の充実を図った。

③ ゆとりのある教育活動を展開する中で， 基礎・基本の確実な定着を図り， 個性を生かす教育を充実すること。

完全学校週 5 日制を円滑に実施し， 生涯学習の考え方を進めていくため， 時間的にも精神的にもゆとりのある教育活動が展開される中で， 生徒が基礎・基本をじっくり学習できるようにするとともに， 興味・関心に応じた学習に主体的に取り組むことができるようにする必要がある。このような観点から， 年間総授業時数の削減， 各教科の教育内容を授業時数の縮減以上に厳選し基礎的・基本的な内容に絞り， ゆとりの中でじっくり学習しその確実な定着を図るようにすることなどの改善を図った。また， 生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう個別指導やグループ別指導， 繰り返し指導， 教師の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し個に応じた指導を充実することを総則に示した。

④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育， 特色ある学校づくりを進めること。

生徒一人一人の個性を生かす教育を行うためには， 各学校が生徒や地域の実態等を十分踏まえ， 創意工夫を存分に生かした特色ある教育活動を展開することが大切である。このような観点から， 総合的な学習の時間の創設や授業の 1 単位時間や授業時数の運用の弾力化， 国語等の教科の目標や内容を 2 学年まとめるなどの大綱化などの改善を図った。

中学校学習指導要領解説総則編作成協力者（五十音順）

（職名は平成20年6月末日現在）

安彦忠彦	早稲田大学教授
池田芳和	東京都港区立御成門小学校長 全国連合小学校長会長
市川伸一	東京大学教授
衛藤隆	東京大学教授
草野一紀	東京都新宿区立牛込第二中学校長 全日本中学校長会顧問
無藤隆	白梅学園大学教授

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

高橋道和	初等中等教育局教育課程課長
牛尾則文	初等中等教育局視学官
合田哲雄	初等中等教育局教育課程課教育課程企画室長